

平成23年度 東久留米市事務事業 見直しのための仕分け

日時：平成24年2月18日（土）9:45～17:00

場所：東久留米市役所7階

第1会場（A班） / 703会議室

第2会場（B班） / 702会議室

【傍聴される皆様へのお願い】

会場内では次のことをお守りいただき、静かに傍聴してください。仕分け作業が円滑に進められるよう、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

- 1 仕分け会場への入退室は、他の傍聴者や仕分け作業の妨げにならないようお願いいたします。
- 2 携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りください。
- 3 拍手、その他の方法により、仕分け作業に対する賛成、反対の意向を表明しないでください。また、傍聴者からのご質問はお受けいたしません。
- 4 ゼッケン、たすき等の着用、会場内に危険物や旗、のぼり、プラカードなどを持ち込む行為はしないでください。
- 5 食事や喫煙はできません。（飲み物については、他の傍聴者へのご迷惑とならないようお願いいたします）
- 6 録音、録画、撮影はできません。
ただし、報道機関から取材撮影の申込みがあった場合には、これを許可します。後日、会場内の様子が報道されることもありますので、ご了承ください。
- 7 手荷物、貴重品等の管理は各自でお願いします。また、手荷物等を置いての席の確保はご遠慮ください。
- 8 その他、仕分け作業の妨げとなる行為をしないでください。

※ 上記の事項をお守りいただけない場合や円滑に審議を進行させるための係員の誘導・指示に従っていただけない場合には、退場していただくこともありますので、ご了承ください。

東久留米市 企画経営室 企画調整課行財政改革担当

「平成23年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」の開催にあたって

市では、市民視点で事務事業の方向性などを検証するため、公開の場で議論を行う「事務事業見直しのための仕分け」を平成22年10月に実施しました。今回、2回目となる「平成23年度事務事業見直しのための仕分け」を実施するにあたり、10月に「事務事業見直しのための仕分け市民会議」（以下「仕分け市民会議」という）の市民委員を公募し、11月から本日まで、「仕分け市民会議」の7名の委員が仕分けの準備を進めてきました。

仕分け対象事業の選定から本日の仕分け作業の進行まで、「仕分け市民会議」委員が行う市民による市民のための仕分けです。

1 事務事業見直しのための仕分けとは

市は、平成14年度から行政評価制度を導入し、事務事業評価を実施してきました。これは行政による内部評価にあたります。

事務事業見直しのための仕分けは、これまで職員が評価してきた事務事業を市民の視点で見直そうというものです。

本日は、「仕分け市民会議」委員と事業の担当課が、公開の場で、事務事業の必要性・実施方法・担い手についてなど、事業のあり方を検討します。

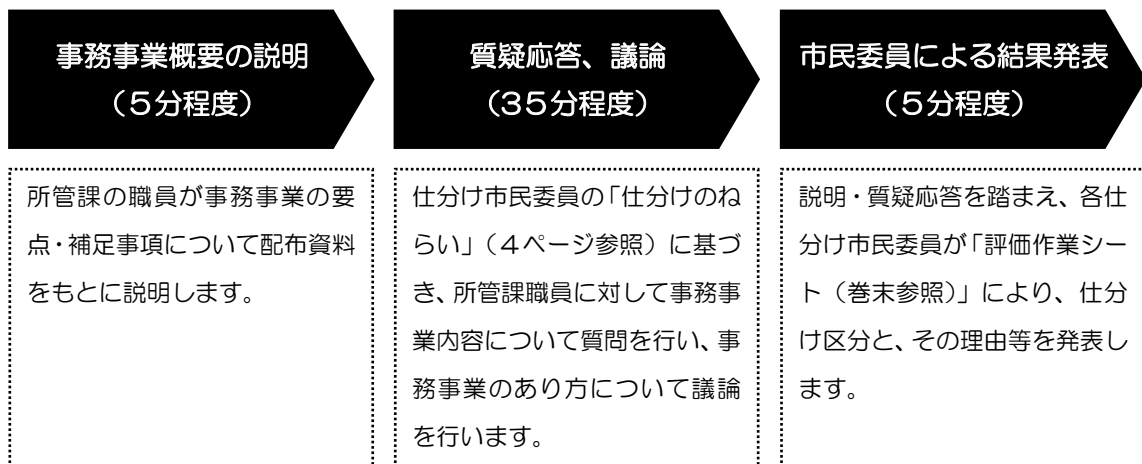
なお、仕分け結果は市の最終判断となるものではありませんが、平成25年度以降の予算にどのように反映させるかなど、市長を含む特別職及び部長職で構成する行財政改革推進本部などでの検討を進めていきます。

2 対象事業及び作業スケジュール：4ページ参照

3 仕分け対象事業（14事業）の選定について

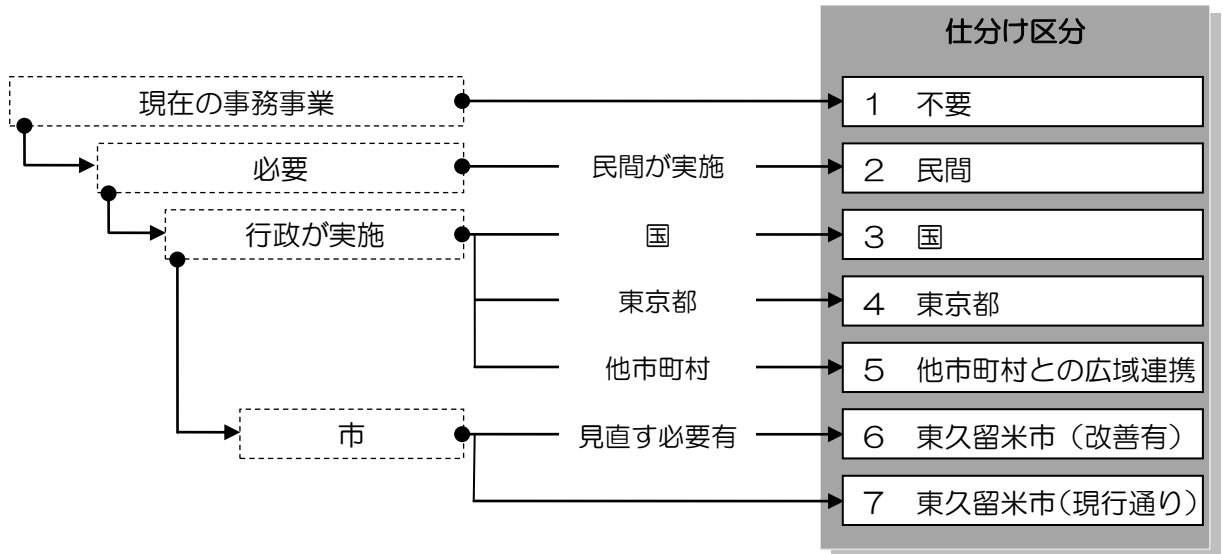
- 市が作成した平成23年度事務事業評価表（平成22年度に市が実施した全710事業についての評価表）より、仕分け市民会議各委員が候補事業を持ち寄り、仕分けのねらいや視点等について議論を行う中で14事業を決定した。

4 仕分け作業の流れ



5 仕分け区分について（「東久留米市評価作業シート」は巻末を参照）

仕分け区分は7つで行います。



－ 仕分け判定区分の考え方 －

1	不要	①趣旨・目的に妥当性なし ③効果なし（薄い）/逆効果 ⑤他と重複（事業の統合）	②達成手段として不適切 ④サービス受給者の自助努力・自己負担 ⑥その他
2	民間	①既に行政の役割を終了 ③民間の方がより効果的・効率的に実施可能	②サービス水準に違いがあるべき ④その他
3	国	①効果が国全体に波及 ③国の方がより効果・効率的に実施可能	②国としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他
4	東京都	①効果が都全体に波及 ③都の方がより効果・効率的に実施可能	②都としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他
5	他市町村との 広域連携	①効果が広域全体に波及 ③広域行政の方がより効果・効率的に実施可能	②広域行政としてのサービス水準は同程度であるべき ④その他
6	東久留米市 （改善有）	③自主財源確保の努力 ⑤民間を活用した方が効率的	①事業内容が達成手段として不適切 ②事業規模を縮小すべき ④期限の設定 ⑥パートナー事業化 ⑦その他
7	東久留米市 （現行通り）	③その他	①現行通りに事業継続 ②事業規模を拡大すべき

※ 事務事業見直しのための仕分け結果が、市の最終判断となるものではありません。

6 「東久留米市事務事業見直しのための仕分け市民会議」委員名簿

※市民委員は全員、市が公募した東久留米市民です。

◆A班（仕分け会場 703会議室）

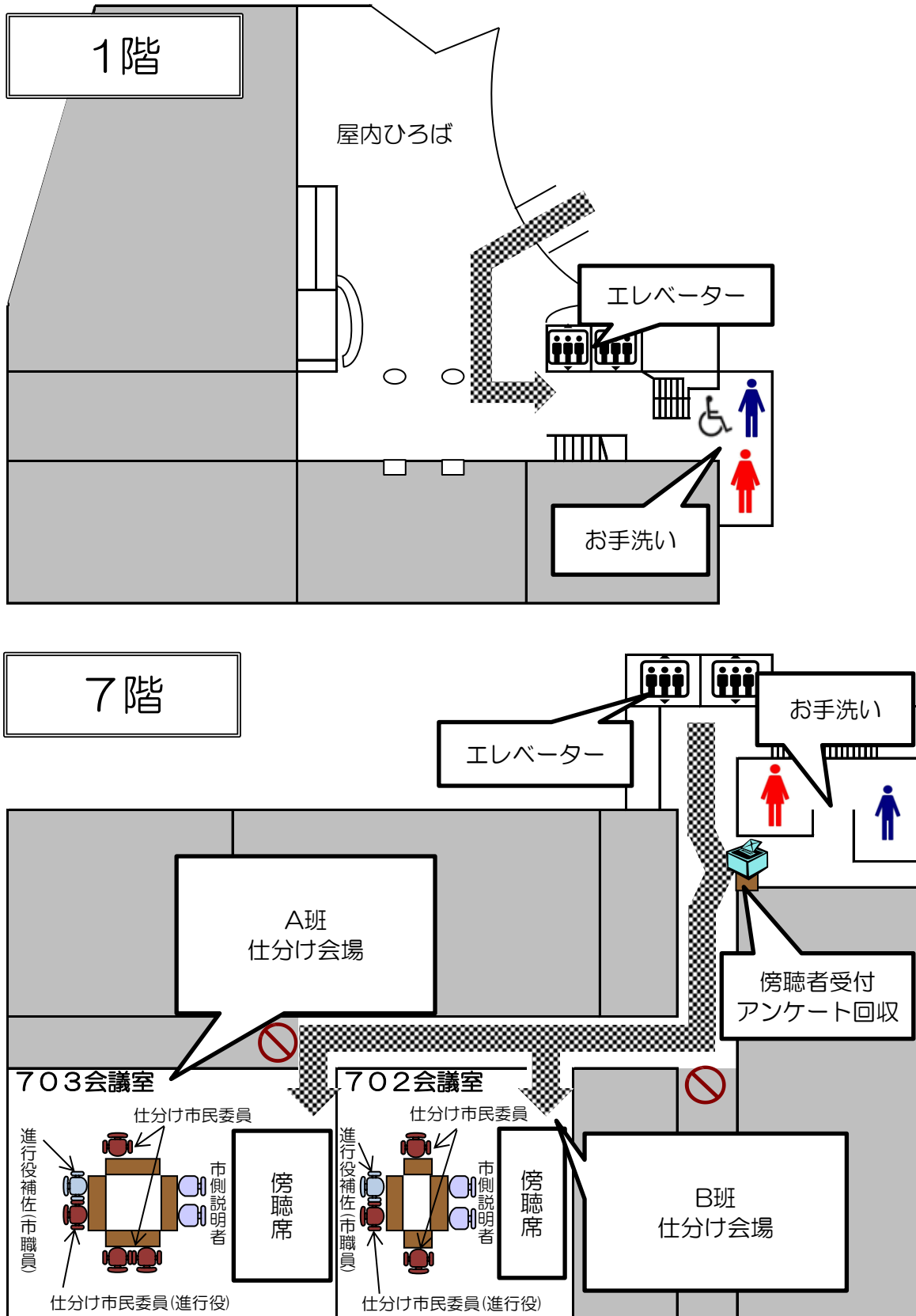
氏名	備考
イシカワ ススム 右川 進	副座長
マツナガ マサミ 松永 正美	(A班進行役)
ミトベ ケイチ 水戸部 啓一	
ヤマザキ タカオ 山崎 敬雄	座長

◆B班（仕分け会場 702会議室）

氏名	備考
オオタニ タツユキ 大谷 達之	(B班進行役)
コイズミ カツミ 小泉 勝海	
ハギハラ ケンタ 萩原 健太	

会場案内図

「事務事業見直しのための仕分け」は市役所7階の703会議室（A班仕分け会場）、702会議室（B班仕分け会場）の2つの会場で行われます。



仕分け対象事業タイムスケジュール及び仕分けのねらい

〇703会議室・・・A班仕分け会場

No.	予定時間	事務事業名・担当課	仕分けのねらい（仕分け市民委員より）	
	9:45 ┆ 9:55	開会式		
A-1	9:55 ┆ 10:40	小・中学校施設管理事業 (教) 総務課	資産管理	・固定資産管理 資産は適切に管理されているか？
休憩（10分）				
A-2	10:50 ┆ 11:35	わくわく健康プラザ維持管理事業 健康課	前年度 仕分け事業	・事業成果の検証 施設は有効に活用・使用されているか？
休憩（10分）				
A-3	11:45 ┆ 12:30	私立幼稚園振興事業 子育て支援課	補助金	・費用削減 補助金は適切に使用されているか？
昼休憩（45分）				
A-4	13:15 ┆ 14:00	国民健康保険給付適正化事業 保険年金課	提言	・国民健康保険事業の収支改善 保険給付費の増加にどう対応しているか？
休憩（10分）				
A-5	14:10 ┆ 14:55	コミュニティ図書室運営事業 生活文化課	補助金	・事業、運営方法の見直し 補助金は適切に使用されているか？
休憩（10分）				
A-6	15:05 ┆ 15:50	定員管理事務 行財政改革担当	提言	・人件費管理の検証 人件費全体の削減にどう取り組んでいるか？
休憩（10分）				
A-7	16:00 ┆ 16:45	勤労市民共済会管理運営支援事業 産業振興課	補助金	・費用削減 補助金は適切に使用されているか？
	16:45 ┆ 17:00	閉会式		

〇702会議室・・・B班仕分け会場

No.	予定時間	事務事業名・担当課	仕分けのねらい（市民委員より）	
B-1	9:55 ┆ 10:40	わかかさ児童デイサービス事業 障害福祉課	民間委託 の検討	・利用者の多様なニーズへの対応 多様なニーズにどう対応しているか？
休憩（10分）				
B-2	10:50 ┆ 11:35	学童保育所運営事業 子育て支援課	前年度 仕分け事業	・利用者のニーズへの対応 保護者からのニーズにどう対応しているか？
休憩（10分）				
B-3	11:45 ┆ 12:30	地区センター管理事業 福祉総務課	委託事業 の見直し	・総合的な管理による効率的な運営 管理は適切・効率的に行われているか？
昼休憩（45分）				
B-4	13:15 ┆ 14:00	教育センター維持管理事業 指導室	前年度 仕分け事業	・昨年仕分けの検証 仕分けの成果は活かされているか？
休憩（10分）				
B-5	14:10 ┆ 14:55	生活保護事業 福祉総務課	提言	・就業支援施策のあり方 費用の増加にどのような手をうっているか？
休憩（10分）				
B-6	15:05 ┆ 15:50	商工会支援事業 産業振興課	補助金	・補助金と事業の成果 商店街の活性化に役立っているか？
休憩（10分）				
B-7	16:00 ┆ 16:45	市町村職員研修所研修事務 職員課	人材育成	・研修の成果 市民サービスの向上に連動しているか？

※スケジュールの予定時間はおおよその目安です。進行状況により前後することがあります。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	12-05-04	事務事業名	小・中学校施設管理事業
所管課係名	(教) 総務課施設管理係	所管課長名	(教) 総務課長 東 淳治

事業の概要について

目的 (何のために)	小・中学校施設の管理及び設備等の点検を行い、必要な補修・修繕を実施することにより、学校運営に支障をきたさないようにする。																																																																				
対象 (誰を、何を対象にしているか)	小・中学校施設																																																																				
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：東久留米市シルバー人材センターほか） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：） <input checked="" type="checkbox"/> その他（修繕・工事）																																																																				
根拠法令	消防法、電気事業法、水道法などで定められた点検を実施																																																																				
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	<p>(施設の説明) 平成23年5月1日現在</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>小学校14校</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>学級数</td><td>201学級</td></tr> <tr><td>児童数</td><td>5,844人</td></tr> <tr><td>校舎面積</td><td>68,613㎡</td></tr> <tr><td>教室数</td><td>413教室</td></tr> <tr><td>体育館面積</td><td>11,400㎡</td></tr> <tr><td>運動場面積</td><td>100,763㎡</td></tr> </table> <p>(校舎建築年)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>第一小学校</td><td>昭和46年</td><td>第九小学校</td><td>昭和45年</td></tr> <tr><td>第二小学校</td><td>昭和54年</td><td>第十小学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>第三小学校</td><td>昭和53年</td><td>小山小学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>第四小学校</td><td>昭和39年</td><td>神宝小学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>第五小学校</td><td>昭和39年</td><td>南町小学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>第六小学校</td><td>昭和41年</td><td>本村小学校</td><td>昭和52年</td></tr> <tr><td>第七小学校</td><td>昭和43年</td><td>下里小学校</td><td>昭和52年</td></tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>中学校7校</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>学級数</td><td>83学級</td></tr> <tr><td>生徒数</td><td>2,769人</td></tr> <tr><td>校舎面積</td><td>40,533㎡</td></tr> <tr><td>教室数</td><td>221教室</td></tr> <tr><td>体育館面積</td><td>6,710㎡</td></tr> <tr><td>運動場面積</td><td>61,899㎡</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>久留米中学校</td><td>昭和43年</td></tr> <tr><td>東中学校</td><td>昭和38年</td></tr> <tr><td>西中学校</td><td>昭和43年</td></tr> <tr><td>南中学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>大門中学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>下里中学校</td><td>昭和53年</td></tr> <tr><td>中央中学校</td><td>昭和59年</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>小学校14校</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>学級数</td><td>201学級</td></tr> <tr><td>児童数</td><td>5,844人</td></tr> <tr><td>校舎面積</td><td>68,613㎡</td></tr> <tr><td>教室数</td><td>413教室</td></tr> <tr><td>体育館面積</td><td>11,400㎡</td></tr> <tr><td>運動場面積</td><td>100,763㎡</td></tr> </table> <p>(校舎建築年)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>第一小学校</td><td>昭和46年</td><td>第九小学校</td><td>昭和45年</td></tr> <tr><td>第二小学校</td><td>昭和54年</td><td>第十小学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>第三小学校</td><td>昭和53年</td><td>小山小学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>第四小学校</td><td>昭和39年</td><td>神宝小学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>第五小学校</td><td>昭和39年</td><td>南町小学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>第六小学校</td><td>昭和41年</td><td>本村小学校</td><td>昭和52年</td></tr> <tr><td>第七小学校</td><td>昭和43年</td><td>下里小学校</td><td>昭和52年</td></tr> </table>	学級数	201学級	児童数	5,844人	校舎面積	68,613㎡	教室数	413教室	体育館面積	11,400㎡	運動場面積	100,763㎡	第一小学校	昭和46年	第九小学校	昭和45年	第二小学校	昭和54年	第十小学校	昭和47年	第三小学校	昭和53年	小山小学校	昭和47年	第四小学校	昭和39年	神宝小学校	昭和50年	第五小学校	昭和39年	南町小学校	昭和50年	第六小学校	昭和41年	本村小学校	昭和52年	第七小学校	昭和43年	下里小学校	昭和52年	<p>中学校7校</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>学級数</td><td>83学級</td></tr> <tr><td>生徒数</td><td>2,769人</td></tr> <tr><td>校舎面積</td><td>40,533㎡</td></tr> <tr><td>教室数</td><td>221教室</td></tr> <tr><td>体育館面積</td><td>6,710㎡</td></tr> <tr><td>運動場面積</td><td>61,899㎡</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>久留米中学校</td><td>昭和43年</td></tr> <tr><td>東中学校</td><td>昭和38年</td></tr> <tr><td>西中学校</td><td>昭和43年</td></tr> <tr><td>南中学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>大門中学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>下里中学校</td><td>昭和53年</td></tr> <tr><td>中央中学校</td><td>昭和59年</td></tr> </table>	学級数	83学級	生徒数	2,769人	校舎面積	40,533㎡	教室数	221教室	体育館面積	6,710㎡	運動場面積	61,899㎡	久留米中学校	昭和43年	東中学校	昭和38年	西中学校	昭和43年	南中学校	昭和47年	大門中学校	昭和50年	下里中学校	昭和53年	中央中学校	昭和59年
<p>小学校14校</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>学級数</td><td>201学級</td></tr> <tr><td>児童数</td><td>5,844人</td></tr> <tr><td>校舎面積</td><td>68,613㎡</td></tr> <tr><td>教室数</td><td>413教室</td></tr> <tr><td>体育館面積</td><td>11,400㎡</td></tr> <tr><td>運動場面積</td><td>100,763㎡</td></tr> </table> <p>(校舎建築年)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>第一小学校</td><td>昭和46年</td><td>第九小学校</td><td>昭和45年</td></tr> <tr><td>第二小学校</td><td>昭和54年</td><td>第十小学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>第三小学校</td><td>昭和53年</td><td>小山小学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>第四小学校</td><td>昭和39年</td><td>神宝小学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>第五小学校</td><td>昭和39年</td><td>南町小学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>第六小学校</td><td>昭和41年</td><td>本村小学校</td><td>昭和52年</td></tr> <tr><td>第七小学校</td><td>昭和43年</td><td>下里小学校</td><td>昭和52年</td></tr> </table>	学級数	201学級	児童数	5,844人	校舎面積	68,613㎡	教室数	413教室	体育館面積	11,400㎡	運動場面積	100,763㎡	第一小学校	昭和46年	第九小学校	昭和45年	第二小学校	昭和54年	第十小学校	昭和47年	第三小学校	昭和53年	小山小学校	昭和47年	第四小学校	昭和39年	神宝小学校	昭和50年	第五小学校	昭和39年	南町小学校	昭和50年	第六小学校	昭和41年	本村小学校	昭和52年	第七小学校	昭和43年	下里小学校	昭和52年	<p>中学校7校</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>学級数</td><td>83学級</td></tr> <tr><td>生徒数</td><td>2,769人</td></tr> <tr><td>校舎面積</td><td>40,533㎡</td></tr> <tr><td>教室数</td><td>221教室</td></tr> <tr><td>体育館面積</td><td>6,710㎡</td></tr> <tr><td>運動場面積</td><td>61,899㎡</td></tr> </table> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>久留米中学校</td><td>昭和43年</td></tr> <tr><td>東中学校</td><td>昭和38年</td></tr> <tr><td>西中学校</td><td>昭和43年</td></tr> <tr><td>南中学校</td><td>昭和47年</td></tr> <tr><td>大門中学校</td><td>昭和50年</td></tr> <tr><td>下里中学校</td><td>昭和53年</td></tr> <tr><td>中央中学校</td><td>昭和59年</td></tr> </table>	学級数	83学級	生徒数	2,769人	校舎面積	40,533㎡	教室数	221教室	体育館面積	6,710㎡	運動場面積	61,899㎡	久留米中学校	昭和43年	東中学校	昭和38年	西中学校	昭和43年	南中学校	昭和47年	大門中学校	昭和50年	下里中学校	昭和53年	中央中学校	昭和59年		
学級数	201学級																																																																				
児童数	5,844人																																																																				
校舎面積	68,613㎡																																																																				
教室数	413教室																																																																				
体育館面積	11,400㎡																																																																				
運動場面積	100,763㎡																																																																				
第一小学校	昭和46年	第九小学校	昭和45年																																																																		
第二小学校	昭和54年	第十小学校	昭和47年																																																																		
第三小学校	昭和53年	小山小学校	昭和47年																																																																		
第四小学校	昭和39年	神宝小学校	昭和50年																																																																		
第五小学校	昭和39年	南町小学校	昭和50年																																																																		
第六小学校	昭和41年	本村小学校	昭和52年																																																																		
第七小学校	昭和43年	下里小学校	昭和52年																																																																		
学級数	83学級																																																																				
生徒数	2,769人																																																																				
校舎面積	40,533㎡																																																																				
教室数	221教室																																																																				
体育館面積	6,710㎡																																																																				
運動場面積	61,899㎡																																																																				
久留米中学校	昭和43年																																																																				
東中学校	昭和38年																																																																				
西中学校	昭和43年																																																																				
南中学校	昭和47年																																																																				
大門中学校	昭和50年																																																																				
下里中学校	昭和53年																																																																				
中央中学校	昭和59年																																																																				

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		
事業費 (財源内訳合計)	149,654千円	
財源内訳	特定財源	0千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	0千円
	一般財源	149,654千円
人件費 (理論値)	10,354千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	160,008千円	

平成22年度事業費 内訳（主な項目）	
項目名	事業費
施設管理業務委託	54,224千円
諸工事	24,988千円
施設管理修繕料	24,622千円
学校警備委託	12,317千円

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事務事業名			
事務事業番号			

事業実績について

1. 施設管理業務委託
小・中学校施設に施設管理人を常駐させて学校施設の受付、施設管理・巡回等を行い、火災その他の事故を未然に防止する。(朝・夕、土・日等)
2. 学校警備委託
小・中学校での火災や盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し、財産の保全を図るため機械警備を行う。(原則、毎日午後9時30分から翌朝8時30分まで)
3. その他の主な委託
消防設備保守点検委託、非常通報設備保守点検委託、防犯カメラシステム保守点検委託、自家用電気工作物保安全管理委託、冷暖房機保守点検委託、給食用リフト保守点検委託、階段昇降機保守点検委託、受水槽・高架水槽保守点検委託、簡易専用水道検査委託、プール循環装置保守点検委託、遊具施設点検委託、施設清掃業務委託、樹木剪定・害虫消毒委託等
4. 諸工事及び施設管理修繕の件数及び金額(平成22年度実績)

(1) 工 事 (単位:円)			(2) 修 繕 (単位:円)		
小 学 校 名	工事件数	金 額	小 学 校 名	修繕件数	金 額
第一小学校	1	99,750	第一小学校	18	1,327,525
第二小学校	16	4,135,950	第二小学校	27	3,150,645
第三小学校	5	955,290	第三小学校	11	1,392,970
第四小学校	1	63,000	第四小学校	14	1,408,260
第五小学校	13	2,279,865	第五小学校	17	1,709,484
第六小学校	5	1,168,650	第六小学校	15	581,164
第七小学校	2	317,100	第七小学校	11	858,825
第八小学校	1	57,750	第八小学校	0	-
第九小学校	5	857,535	第九小学校	8	481,572
第十小学校	1	488,250	第十小学校	10	627,585
小山小学校	5	1,136,100	小山小学校	14	1,776,589
神宝小学校	6	1,621,725	神宝小学校	13	764,022
南町小学校	4	793,590	南町小学校	7	789,075
本村小学校	4	1,138,200	本村小学校	11	1,758,519
下里小学校	3	987,000	下里小学校	4	617,400
計	72	16,099,755	計	180	17,243,635
中 学 校 名	工事件数	金 額	中 学 校 名	修繕件数	金 額
久留米中学校	3	486,700	久留米中学校	18	1,130,755
東 中 学 校	3	925,050	東 中 学 校	7	1,060,080
西 中 学 校	6	2,312,100	西 中 学 校	15	1,123,709
南 中 学 校	5	2,201,850	南 中 学 校	11	717,927
大門中学校	2	271,950	大門中学校	13	996,954
下里中学校	1	73,500	下里中学校	12	1,366,365
中央中学校	6	2,616,600	中央中学校	12	982,495
計	26	8,887,750	計	88	7,378,285
合計件数		合計金額	合計件数		合計金額
小・中学校合計		98	24,987,505	小・中学校合計	
				268	
				24,621,920	

担当課の所見

本事業は学校機能を維持するため、小・中学校への施設管理人の配置や機械警備、その他法定点検などの委託を中心とした経費であり、あわせて、点検結果や経年劣化等による小規模な諸工事や修繕費で構成されている。すなわち、施設の安全を確保しながら設備を正常に稼働させるために必要な経費となっています。

学校の施設・設備は年数が経てば経つほど変化します。多くの公共施設において老朽化が進み更新時期を迎える中で、小・中学校施設を含めた公共施設の維持管理は、地方公共団体にとって大きな課題の一つであると認識しております。

本事業は、校舎や設備の経年劣化により多くの経費がかかることも事実です。しかし、現下の厳しい財政状況からして、校舎の建て替えや設備の更新、大規模改修工事などの長期的・抜本的な対応が進めにくい中、今ある施設を大事に、そして長く使うために必要な維持管理経費となっており、この施策の方向性としては「現状維持」が妥当であると考えます。

課題及び今後の対応について

学校は、子ども達が一日の大半を過ごす学習の場、生活の場である。また、地域コミュニティや生涯学習活動の拠点、さらには災害時の避難場所としても利用される。

このため子ども達をはじめ、利用するすべての人々にとって、学校施設は常に安全で快適なものでなければならない。この学校の施設・設備を健全な状態に保つために維持管理を実施している。施設・設備の不具合を早期に発見することは、安全管理の面からも重要である。

(1) 公立小・中学校の現状及び対応

- ・ 進む老朽化
- ・ 厳しい財政状況 ⇒ 今ある建物をより安全に、そして快適になるよう適切に維持管理を行い、永く使っていく。

(2) 今後の課題

- ・ 計画的な施設整備の実施

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	個-64	事務事業名	わくわく健康プラザ維持管理事業
所管課係名	健康課予防係	所管課長名	健康課長 田中 百合子

事業の概要について

目的 (何のために)	保健医療、地域福祉、児童福祉、文化財、コミュニティ活動の機能を持つ複合施設の維持管理により、これらの活動の場を確保する。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	市民
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： 株式会社 リンレイサービス ） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市わくわく健康プラザ条例 ・東久留米市わくわく健康プラザ施行規則 ・地域保健法（保健センター設置）
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>1、わくわく健康プラザの性格 わくわく健康プラザは、市民の健康の保持増進を目的とした保健センター、医科等の休日診療所、子育て相談等を行う子ども家庭支援センター、文化財・郷土資料室、滝山小学校記念室、社会福祉協議会及び市民貸出施設（集会室・体育室）、等の機能をもつ複合的な施設である。また、年末年始も休日診療所を開設しているため365日稼働している施設である。</p> <p>2、施設の概要：旧滝山小学校のリニューアル活用により平成18年5月開設。 ①敷地面積：9,571.47㎡②延床面積：6,362.04㎡③建築構造：鉄筋コンクリート造り地上2階建・体育室</p> <p>3、事業内容 (1)施設の維持管理は、平成23年4月から平成28年3月31日まで、5年間の長期継続契約である。 施設維持管理業務委託契約内容 ①設備運転保守管理業務：第三種電気主任技術者等の資格者1人以上8時から22時常勤 ②警備保安業務：常駐警備員2人③清掃業務（日常清掃・定期清掃・特別清掃）④建築物環境衛生管理業務：建築物環境衛生管理技術者による管理⑤受付貸出業務（総合案内・体育室・集会室の貸出）。 (2)機械警備業務委託</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	53,961千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	4,891千円	総合管理業務委託費
	特定財源の支出に伴う一般財源	49,070千円	
	一般財源	0千円	修繕料
人件費 (理論値)	2,195千円	機械警備業務委託費	486千円
トータルコスト (事業費+人件費)	56,156千円		

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

平成18～22年度 わくわく健康プラザ費 利用料・利用者・光熱水費 推移表

1. 利用料等収入

(単位：円)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
集会室	725,150	1,107,450	1,186,475	1,478,265	1,274,075
体育室	1,272,300	1,997,150	2,268,100	2,023,650	1,602,300
わくわく健康プラザ事務室	1,305,238	1,453,500	1,468,524	1,513,836	1,468,524
行政財産使用許可	507,252	494,247	513,854	524,712	498,087
コピーサービス料金	19,920	45,250	43,430	32,460	48,460
収入計	3,829,860	5,097,597	5,206,414	5,572,923	4,891,446

2. 利用者数

(単位：人)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
集会室	8,557	15,170	17,050	22,155	19,110
体育室	19,147	30,693	30,261	30,030	22,287
健康課	17,126	21,887	19,711	22,035	18,203
子ども家庭	11,297	10,701	8,625	7,694	8,008
郷土資料室		1,978	2,492	2,629	2,302
利用者計	56,127	80,429	78,139	84,543	69,910

3. 集会室・体育室・稼働率

項目	備考	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
集会室1 (36人)	実利用日(日)		261	323	333	330
	利用可能日(日)		289	351	359	359
	稼働率(%)		90.3	92.0	92.8	91.9
集会室2 (25人)	実利用日(日)		214	279	322	297
	利用可能日(日)		289	351	359	359
	稼働率(%)		74.0	79.5	89.7	82.7
集会室3 (24畳)	実利用日(日)		161	211	206	221
	利用可能日(日)		289	351	359	358
	稼働率(%)		55.7	60.1	57.4	61.7
体育室	実利用日(日)		289	351	359	287
	利用可能日(日)		289	351	359	287
	稼働率(%)		100.0	100.0	100.0	100.0

4. 光熱水費(歳出)

(単位：円)

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
電気・ガス 上下水道料金	10,719,412	10,036,816	10,962,289	9,308,466	9,367,839

担当課の所見

わくわく健康プラザ施設は、利用目的別に有効に利用されている。保健センターは市民の健康の保持増進を目的とした地域保健法に基づき各市町村に設置することが義務づけられており、健康に関する直接的な対人サービスを年間507事業行っている。郷土資料室は、教育委員会の所管であった滝山小学校の閉校に伴う施設の有効活用の一環として、市民に還元できる社会教育施設として設置している。子ども家庭支援センターは、東京都の子ども家庭支援センター事業実施要綱に基づき、施設基準として相談室並びに地域活動室・交流スペースが必須要件の下、設置している。

市民貸出スペースについては、稼働率は年々増加傾向であるが、平成22年度の稼働率及び利用数は震災の影響で、安全確保のために事業の中止及び集会室等の夜間貸出を中止したため減少している。稼働状況が低い集会室3の状況については、畳床で、特に高齢で足腰に不安を感じている市民に敬遠されているものと考えられるが、開設に際しては、施設整備についての意見を反映している。

光熱水費については、節水・節電に努め歳出削減に努めている。

課題及び今後の対応について

わくわく健康プラザの施設は、保健センター、医科・歯科休日診療所、子ども家庭支援センター、郷土資料室、社会福祉協議会、集会室・体育室等の専門性の高い複合施設として、妊婦・乳幼児から高齢者までの約7万人の市民が利用している。安全で快適な施設環境を整えるために、平成22年度に委託業務内容を見直し、包括的に効率のよい委託業務を検討した結果、平成23年度からは受付貸出事務を含めた施設維持管理業務委託を長期継続契約(5年間)で実施している。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	09-03-01	事務事業名	私立幼稚園振興事業
所管課係名	子育て支援課子育て支援係	所管課長名	子育て支援課長 宮崎 守通

事業の概要について

目的 (何のために)	東久留米市私立幼稚園連合会の活動並びに東久留米市内の私立幼稚園に勤務する教職員の研修費、私立幼稚園医の報酬等に対して補助金を交付することにより、連合会の円滑な活動と教職員の資質向上及び園児等の保健管理により幼児教育の振興充実を図ることを目的とする。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	東久留米市私立幼稚園連合会
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： 東久留米市私立幼稚園連合会） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	東久留米市私立幼稚園連合会補助金交付要綱
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>本事業は、平成22年度東久留米市私立幼稚園連合会補助金交付要綱に定める範囲において、市内私立幼稚園8園で構成する私立幼稚園連合会へ補助金を交付することをもって、連合会の円滑な活動、教職員の資質向上また園児等の健康管理を図るものである。</p> <p>平成22年度においては、事業計画には園医手当補助、寄生虫検査補助、教職員研修費、夏季研修補助及びパンフレット作成に補助を充てることとしており、事業実績から計画どおりに補助額が充てられていることが確認できる。</p> <p>この補助制度は、昭和53年度からある私立幼稚園協会補助金が、平成9年度から現在の東久留米市私立幼稚園連合会補助金に改めたところである。しかし、補助対象については当時から今に至るまで変わらず、教職員研修費や園児等の健康管理などとしているが、そのときの園数の変更や連合会との協議による補助額の見直しは必要により行っている。</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳(主な項目)		
事業費 (財源内訳合計)	1,600千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	0千円	健康管理費	800千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	0千円	研修費	700千円
	一般財源	1,600千円	パンフレット制作	100千円
人件費 (理論値)	4,463千円		0千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	6,063千円			

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	無	事務事業番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

【補助金額の経過】

本補助金は、平成9年度に私立幼稚園協会補助金から東久留米市私立幼稚園連合会補助金に改められ、私立幼稚園7園に1園当たり20万円を交付するものであった。平成10年度では、1園当たり30万円に引き上げられたが、平成17年度からは20万円に戻り現在に至っている。

※【表】「東久留米市私立幼稚園連合会補助金推移表」参照。

【実績報告】

本補助金は、私立幼稚園教職員の研修補助また私立幼稚園協会（当時）の運営費補助を目的に創設したところで、現在も私立幼稚園連合会の円滑な活動と教職員の資質向上を図りつつ、園児等の健康管理や幼児教育の振興拡充を目的に補助金が充てられている。

具体的には、平成22年度の補助額1,600千円のうち、園医手当補助640千円、寄生虫検査補助160千円、教職員研修費195千円、夏季研修補助480千円、そしてパンフレット作成125千円が充てられており、補助金の目的は果たしている。その他の幼稚園連合会事業としては、園長・設置者会（親睦会）、関係者研修費、東私幼会費また広告費、事務費、慶弔費等があるが、全て自己財源等で賄われており、市の補助金は充当されていない。

【表】東久留米市私立幼稚園連合会補助金推移表（H14～H23）

年度	補助額 (決算)	園数	園児数 (男)	園児数 (女)	備考
H14	2,100千円	7	814	797	7園×30万円※1
H15	2,100千円	7	820	787	
H16	2,100千円	7	837	772	
H17	1,400千円	7	855	800	7園×20万円
H18	1,400千円	7	844	796	
H19	1,600千円	8	885	806	8園×20万円※2
H20	1,600千円	8	832	792	
H21	1,600千円	8	805	785	
H22	1,600千円	8	763	771	
H23	1,600千円	8	775	770	決算見込み額

※1 7園：落合、久留米、神山、久留米神明、豊島なでしこ、前沢、緑ヶ丘

※2 8園：落合、久留米、神山、久留米神明、豊島なでしこ、前沢、緑ヶ丘、自由学園

※ 幼稚園数、園児数は、各年5月1日時点

担当課の所見

本事務事業は、幼稚園連合会を通じて各幼稚園に補助金を交付するもので、各園はこの補助金を活用して園児の保健管理、教職員の研修等を行っている。それは、適切な保健管理により園児がより健やかに幼稚園生活を過ごせること、また研修により教職員のスキルアップを図り、より充実した幼児教育の実践を目指すところである。その具体的なアクションとして、園児の保健管理として寄生虫検査補助、園医手当補助を行っている。教職員研修としては、教職員夏季研修、東久留米市私立幼稚園連合会主催教職員研修会を行っている。また、東久留米市私立幼稚園連合会に加盟する各園の紹介パンフレットの作成を補助しているところである。

ここで本事務事業を、その上位にある施策成果への貢献度合いに照らして考察すると、施策（子育て支援環境の整備）は、目的として「多様な子育て支援サービスを選択できる」を挙げ、行政の役割として「保護者の子育てに対する不安を解消するための支援を行う」が、この施策の性格として設定されている。

ここで、前述の事務事業内容とこの施策目的、行政の役割に照らすと、施策目的の多様な子育て支援サービスの選択において、公立幼稚園の全園廃止後の質の高い幼児教育を、市内私立幼稚園が担うことを期待し、その幼児教育活動への支援を継続するところである。また、具体的な補助対象（園児の保健管理、教職員研修等）は、保護者の子育てに対する不安解消に直につながるものである。

以上より、本事務事業は行政評価制度の視点において、上位の施策目的、行政の役割に貢献しており、施策成果向上に向け今後も継続することは妥当であると考えます。

課題及び今後の対応について

補助金は、充てられた事業に見合った内容で適正であるが、事業実績報告書を見ると連合会の自己財源において640千円の差引残額が計上されている。しかし、補助金が充てられる事業と自己財源の事業とを合わせて補助額を考えることは、連合会の運営方針でもあることから困難であるが、今後の課題として検討したい。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	16-04-01	事務事業名	国民健康保険給付適正化事業
所管課係名	保険年金課国民健康保険係	所管課長名	保険年金課長 菅原 信

事業の概要について

目的 (何のために)	国民健康保険被保険者がいつでも適切な保険診療が受けられる
対象 (誰を、何を対象にしているか)	東久留米市国民健康保険被保険者
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：東京都国民健康保険団体連合会） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	(国) 国民健康保険法 (国) 高齢者の医療の確保に関する法律 (市) 国民健康保険条例 (市) 国民健康保険条例施行規則
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>国民健康保険は、社会保障制度の一環をなすものであるが、運営主体は市町村であり、市町村が行う国民健康保険の保険者事務は、従前は法令により地方公共団体の事務とされる「団体委任事務」と位置付けられていたが、平成12年4月から施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」による地方自治法改正に伴い、新たに「自治事務」として位置付けられた。</p> <p>国民健康保険の保険給付：国民健康保険事業は、被保険者の疾病、負傷、出産および死亡に関して必要な保険給付を行う制度である。疾病及び負傷に対する給付には、療養の給付、療養費の支給、高額療養費の支給などがあり、出産に対しては出産育児一時金、死亡に対しては葬祭費の支給をおこなっている。</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳(主な項目)		
事業費 (財源内訳合計)	8,052,543千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	7,208,613千円	療養諸費	6,565,734千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	143,930千円	高額療養費	764,307千円
	一般財源	700,000千円	出産一時金	66,752千円
人件費 (理論値)	47,558千円	葬祭費	8,120千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	8,100,101千円	結精医療 給付金	9,192千円	

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	16-04-02
事務事業名	国民健康保険賦課適正化事業		
事業概要：法令等に基づき、国民健康保険の世帯主に賦課資料をもとに適正に国民健康保険税を賦課する。			

事業実績について

1. 保険給付費過去3年間の推移

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保険給付費	7,657,372千円	7,727,008千円	8,052,543千円
前年度伸び率	0.9%	0.9%	4.2%
被保険者数	35,630人	35,488人	35,338人
保険給付費 1人当たり	214,914円	217,736円	227,872円
前期高齢者数 (65歳～75歳)	11,832人	11,869人	11,714人
前期高齢者 の比率	33%	33%	33%

保険給付費は、平成22年度80億52,543千円であり、平成21年度の77億27,008千円と比較すると3億25,535千円上回り、率にして4.2%増となっている。年間被保険者数に大きな差がないにもかかわらず保険給付費が増加しているのは、被保険者の高齢化等により1人あたりの医療費が増加しているという背景と、入院医療に重点を置いた診療報酬のプラス改定があったことが主な要因である。予防の強化・充実、ジェネリック薬品の普及促進等の医療費増加を抑制する政策がとられたものの、加齢による自然増、医療技術及び医療機器の高度化などの要因により、1人あたりの医療費は依然、増加傾向にある。

2. ジェネリック薬品の普及促進

当市では医療費適正化及び被保険者の一部負担金軽減の観点から、被保険者へのジェネリック薬品の周知に努めている。ジェネリック薬品希望カードを窓口カウンターで配布するとともに、被保険者証の一斉切替、及び国民健康保険加入等被保険者証送付時にジェネリック薬品希望カードを同封し普及に努めている。

3. 予防の強化・充実

被保険者の疾病予防の取組みは、被保険者の健康保持及び将来の医療費適正化に向けて欠かせないものである。平成20年4月より特定健診等が保険者に義務付けられ、治療から予防重視への転換が図られるなか、当市では特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき事業に取り組んでいる。

4. 国民健康保険特別会計歳入・歳出決算の推移

歳入	平成20年度決算額	平成21年度決算額	平成22年度決算額	歳出	平成20年度決算額	平成21年度決算額	平成22年度決算額
1 国民健康保険税	2,681,610千円	2,722,123千円	2,614,193千円	1 総務費	178,803千円	189,790千円	222,359千円
2 一部負担金	0千円	0千円	0千円	2 保険給付費	7,657,372千円	7,727,008千円	8,052,543千円
3 国庫支出金	1,987,550千円	2,453,168千円	2,898,239千円	3 後期高齢者支援金等	1,411,934千円	1,562,046千円	1,448,585千円
4 療養給付費交付金	1,028,953千円	513,986千円	451,531千円	4 前期高齢者納付金	1,901千円	4,441千円	2,510千円
5 前期高齢者交付金	3,359,059千円	2,078,888千円	2,027,371千円	5 老人保健拠出金	251,941千円	14,533千円	10,663千円
6 都支出金	650,509千円	1,127,128千円	1,025,065千円	6 介護納付金	558,319千円	530,468千円	568,276千円
7 共同事業交付金	1,320,966千円	1,046,673千円	901,176千円	7 共同事業交付金	1,345,787千円	1,135,252千円	943,473千円
8 財産収入	24千円	305千円	54千円	8 保健事業費	120,374千円	118,654千円	124,908千円
9 繰入金	1,030,811千円	1,224,499千円	1,835,658千円	9 基金積立金	23千円	398,098千円	54千円
10 繰越金	0千円	0千円	0千円	10 公債費	183千円	438千円	0千円
11 1 諸収入	44,169千円	52,416千円	66,004千円	11 1 諸支出金	146,743千円	108,502千円	80,240千円
11 2 市債	0千円	150,000千円	0千円	歳出合計	11,673,380千円	11,789,230千円	11,453,611千円
歳入合計	12,103,651千円	11,999,186千円	11,819,291千円				

5. その他一般会計繰入金（赤字補てん分）決算額の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
繰入額	570,000 千円	620,000 千円	570,000 千円	510,000 千円	700,000 千円

6. 1人あたりの医療費

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医 科	153,810円	162,536円	168,743円
歯 科	21,336円	22,303円	22,074円
調 剤	51,542円	56,251円	57,942円
合 計	226,688円	241,091円	248,760円

担当課の所見

国民健康保険の保険給付は、国民健康保険法及び関連法に基づき実施しており、現状は国民健康保険法が目指す医療水準を達成している。

課題及び今後の対応について

国民健康保険制度の重要な財源である国保税は、高齢化や生産年齢被保険者の減少等により伸び悩んでおり、国保財政の健全な運営に向けて、一層の改善が求められている。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	02-01-02	事務事業名	コミュニティ図書室運営事業
所管課係名	生活文化課地域コミュニティ担当	所管課長名	生活文化課長 木暮 昭

事業の概要について

目的 (何のために)	図書を媒介とした市民の交流の場が確保されるよう、住民が管理運営委員会を組織し、図書室運営や事業実施をするために、市が補助金の交付や施設管理を行う
対象 (誰を、何を対象にしているか)	市民
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：東久留米市シルバー人材センター） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：南町・下里コミュニティ図書室管理運営委員会） <input type="checkbox"/> その他（）
根拠法令	・（市）東久留米市コミュニティ図書室補助金交付要綱
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	<p>コミュニティ図書室は、図書館構想見直しとともに地域住民の要望に基づいて整備された。昭和61年、図書館の7分館構想から中規模3館構想への変更で、分館計画から外れた箇所について新たに地域住民自らの手で管理・運営されるコミュニティ図書室の考え方が起こり、行政は図書室の運営が図れるよう、費用の援助として補助金交付を行っている。</p> <p>◆南町コミュニティ図書室（平成元年5月開設）南町地区センター内に併設 ・運営は市民で構成される南町コミュニティ図書室管理運営委員会による ・市は管理運営費相当分を補助金として管理運営委員会に交付 ・開室日及び開室時間：月・水・木・金 午後1時～午後5時 土・日 午前10時～午後5時 火曜休室</p> <p>◆下里コミュニティ図書室（平成3年6月開設）東京都住宅供給公社より土地の無償貸与を受け、建物を市で建設 ・運営は市民で構成される下里コミュニティ図書室管理運営委員会による ・市は管理運営費相当分を補助金として管理運営委員会に交付するとともに、施設の維持修繕、光熱水費、通信費（電話代）の支払いを行う。 ・開室日及び開室時間：火・水・木・金 午後1時～午後5時 土・日 午前10時～午後5時 月曜休室</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳（主な項目）		
事業費 (財源内訳合計)	9,051千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	0千円	コミュニティ図書室補助金（南町）	4,100千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	0千円	コミュニティ図書室補助金（下里）	4,100千円
	一般財源	9,051千円	光熱水費（下里）	329千円
人件費 (理論値)	1,486千円	清掃委託（下里）	252千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	10,537千円			

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	02-01-01
事務事業名	野火止地区センター図書室維持管理事業		
<p>事業概要：コミュニティ図書室は、図書館構想見直しとともに地域住民の要望に基づいて整備された。昭和61年図書館の中規模3館構想への変更で、新たに地域住民自らの手で管理・運営されるコミュニティ図書室の考え方が起こり、昭和63年に最初の図書室として野火止地区センター内に野火止コミュニティ図書室が開館。図書室の運営は東久留米市コミュニティ振興公社に委託していたが、公社の解散後、平成18年度より市直営の運営となり、名称を野火止地区センター図書室と改め、貸出業務を東久留米市シルバー人材センターへ委託している。図書室に関連する事業については、コミュニティ図書室管理運営委員会（現：野火止地区センター図書室管理運営委員会）が市からの補助金を受け実施している。</p>			

事業実績について

◆南町コミュニティ図書室利用実績

平成元年の開室から延べ4,312人の利用者登録、延べ528,557冊の図書貸出があった。
南町コミュニティ図書室管理運営委員会では、食事会、手芸教室、地域文化祭、クリスマス会など（平成22年度）を定期的に実施し地域住民の参加を得ている。
<過去5年間（1月～12月）の実績>

	開館日数	登録者数	貸出冊数			一日平均 貸出冊数
			総数	一般	児童	
平成19年	291	166	20,448	9,837	10,611	71
平成20年	291	195	22,289	10,274	12,015	77
平成21年	290	135	23,279	10,745	12,534	81
平成22年	290	162	24,747	11,662	13,085	86
平成23年	287	207	24,005	10,964	13,041	84

◆下里コミュニティ図書室利用実績

平成3年の開室から延べ5,391人の利用者登録、延べ487,879冊の図書貸出があった。
<過去5年間（1月～12月）の実績>

	開館日数	登録者数	貸出冊数			一日平均 貸出冊数
			総数	一般	児童	
平成19年	296	255	23,465	8,361	15,104	80
平成20年	299	285	29,192	9,698	19,494	98
平成21年	293	209	26,140	10,146	15,994	90
平成22年	298	281	31,027	12,351	18,676	105
平成23年	298	202	30,576	12,509	18,067	103

◆市から各コミュニティ図書室管理運営委員会への補助金交付額

	(単位：千円)	
	南町	下里
平成19年度	4,200	4,200
平成20年度	4,100	4,100
平成21年度	4,100	4,100
平成22年度	4,100	4,100
平成23年度	4,100	4,100

担当課の所見

コミュニティ図書室は地域住民の方々から図書室の管理運営を担い、図書の貸し出しを通じて、ねらいである「地域コミュニティの醸成」を図っていく施策であり、図書館法に規定される「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」図書館とは政策を異にするものである。住民自らが課題を解決できる仕組みをつくるには、自らできることは自らおこなうという自助、地域で協力し合い、あるいは必要の場合は行政との協働によって課題を解決する共助が本施策の基本的な考えである。

行政の立場としてはコミュニティ活動に関する場の提供を前提とし、運営にかかわる財政的な支援及び運営にかかわる助言等を行っていく。南町・下里地区における図書館分館の強い設置要望を受け、図書館機能を補完する意味合いの施設を地域住民の管理により設けた経過からも、できるかぎり補助と支援は継続していきたい。

課題及び今後の対応について

市民ニーズの多様化、高度化が進むなか、行政として提供できるサービスに限界があるなか、市民が主体的に運営を行っている本図書室は行政と市民の役割分担と連携に基づいた事業といえる。

両図書室ともスペースの問題から蔵書数は限定されているものの、図書館から離れた地域に所在し、図書館機能を補完しており、住民が管理運営委員会を組織し、図書室運営や事業展開により主体的にコミュニティ醸成に寄与しているが、図書室機能を市としてどのように位置付けるかの検討が必要である。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	32-03-04	事務事業名	定員管理事務
所管課係名	企画調整課行財政改革担当・職員課	所管課長名	行財政改革担当課長 森山 義雄

事業の概要について

目的 (何のために)	<p>職員の定員について、定年退職、法改正、行財政改革等様々な動きがある中で、適正な管理を行うため、定員管理計画として集約し、実績の検証、採用計画の見直しなどに結び付けていく。</p> <p><定員管理の目的> 少子高齢化の進行、地域経済の低迷などにより、生産年齢人口の減少や社会保障費が増大するなど、厳しい行財政運営が続く中、引き続き最少の経費で最大の効果を上げる簡素で効率的な組織体制を整備し、少数精鋭体制を基本とする定員管理の適正化を図る。</p>
対象 (誰を、何を対象にしているか)	正規職員
実施方法 (事業形態)	<input checked="" type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：） <input type="checkbox"/> その他（）
根拠法令	地方自治法第172条第3項・東久留米市職員定数条例・東久留米市第4期定員管理計画
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>平成23年3月に「第4期定員管理計画」を策定した。この計画の計画期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年で、平成27年4月1日の目標職員数を597名（37名減）に設定し、約4億3千万円の人件費削減を見込んでいる。この目標を基本に、行財政改革アクションプランの進捗、退職の状況などを検証し、翌年度以降の採用計画の見直しを行うなど定員の適正管理に結び付けるために実績を管理していく。</p> <p><定員管理の適正化方法> 定員管理の適正化のため、第4次行財政改革基本方針・行財政改革アクションプランを中心に、以下のよう な取り組み、手法など実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業・組織機構の見直し ・民間活力の活用（民営化、民間委託、指定管理者等） ・情報システム最適化による事務効率化・行政運営プロセスの改善 ・再任用・嘱託・臨時職員等の多様な雇用形態の活用 ・人員の新陳代謝のための計画的採用 ・職員の意欲・能力向上のための人事制度 ・職種任用替えなどの柔軟な運用

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費 内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	0千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源		0千円
	特定財源の 支出に伴う 一般財源		0千円
	一般財源		0千円
人件費 (理論値)	9,254千円		0千円
トータルコスト (事業費+人件費)	9,254千円		0千円

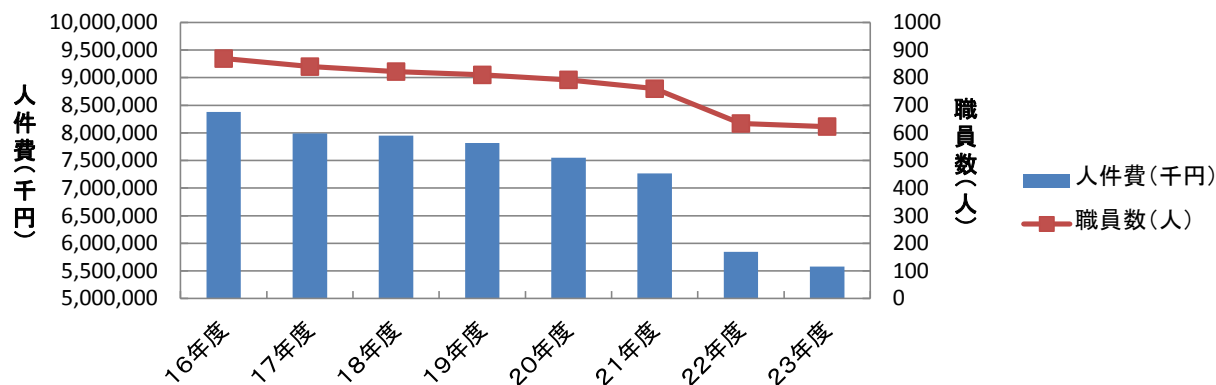
関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する 事務事業の有無	無	事務事業 番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

正規職員人件費と職員数の推移



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人件費(千円)	8,380,541	7,988,468	7,952,798	7,817,043	7,552,593	7,265,804	5,848,208	5,578,671
職員数(人)	869	840	822	810	792	760	634	623

* 職員数は各年度4月1日現在
 * 平成23年度人件費は予算額

<参考>

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
給与費(千円)	8,310,872	7,932,009	7,848,169	7,726,525	7,592,302	7,321,485	5,809,176
共済費(千円)	1,093,385	1,069,500	1,054,834	1,043,501	1,013,283	1,039,393	922,310
臨時職員賃金(千円)	560,003	589,457	582,653	612,747	614,490	635,911	622,217
合計	9,404,257	9,001,509	8,903,003	8,770,026	8,605,585	8,360,878	6,731,486

* 給与費は一般職と特別職の給与または報酬の合計
 * 各項目千円未満切り上げ

担当課の所見

今後も厳しい行財政運営が続くことが想定される中、職員の定員管理については、引き続き、最少の経費で最大の効果を挙げる簡素で効率的な組織体制を整備し、少数精鋭体制を築くため、適正化を図ることが必要となる。これらを具体化するためには、定年退職者の状況、各事業における業務量や行政需要、改革・改善の余地などを踏まえながら推進していく必要がある。平成23年3月に策定された第4期定員管理計画は人事データ、行財政改革アクションプランなどによる定員の動きなどを取り込んだかたちで5年間の定員を集約して目標設定を行っていることから、定員管理に必要な不可欠な計画であると考えている。今後はこれらを着実に実行し、実績を管理するとともに情勢の変化等にも的確に対応しながら、人事担当ともより連携を図り、民間活力の活用、組織運営の効率性向上や職種任用替えの柔軟な運用などによって、人件費総体の削減等に取り組む。

課題及び今後の対応について

- 既に計画または実施された民間活力の活用などにより、平成27年度までに職員数37名減、人件費約4億3千万円減を目標としているが、今後も厳しい行財政運営が続くと予測されていることから、引き続き新たな改革・改善に取り組み、さらなる人件費の削減を図ることが課題となる。
- 平成23年9月に人事院から、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当であるという意見が出されている。これらが制度化される際には、60歳以降の人事管理、給与制度はもとより、全体の定員管理の計画についても見直しを図る必要がある。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	個-40	事務事業名	勤労市民共済会管理運営支援事業
所管課係名	産業振興課	所管課長名	産業振興課長 道辻 正信

事業の概要について

目的 (何のために)	中小企業自ら実施することが困難な総合的福祉事業を実施するため、勤労者の福祉向上のために設立された勤労市民共済会の管理運営に関する経費及び人件費に対する補助金を交付する
対象 (誰を、何を対象にしているか)	東久留米市勤労市民共済会
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： 東久留米市勤労市民共済会 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	勤労市民共済会運営費補助金交付要綱
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	東久留米市勤労市民共済会は、昭和58年2月1日に発足し、中小企業事業所の従業員及び事業主の福利厚生を増進を図り、また、この共済会を通じて、人と人がふれあいを深め、勤労者の福祉向上を目指すなどの活動を進めている。平成23年3月31日現在の会員数は1949人、事業所数は635事業所で、10年前と比較すると会員数は567人、事業所数は177事業所増加している。運営方法については、東久留米市勤労市民共済会規約に基づき設置された理事会により運営されており、主な収入は、入会金、会費、事業収入、国や東京都、市からの補助金である。また、主な支出は、人件費、各種事業にかかる経費などである。

コストの概要について	関連事務事業について
------------	------------

平成22年度費用		平成22年度事業費 内訳（主な項目）		→「有」の場合、その事務事業概要等記載	
(平成22年度決算額)				庁内に関連する事務事業の有無	有
				事務事業番号	個-41
				事務事業名	勤労市民共済会健康維持管理支援事業
				事業概要： 勤労市民共済会の満30歳以上の会員を対象に健康管理の目的で年1回の人間ドック受診にあたっての経費の助成をする。	
事業費 (財源内訳合計)	13,013千円	項目名	事業費		
財源内訳	特定財源	8,431千円	中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金(国)	5,305千円	
	特定財源の支出に伴う一般財源	4,582千円	中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金(都)	3,126千円	
	一般財源	0千円	勤労市民共済会運営費補助金	4,582千円	
				0千円	
人件費 (理論値)	741千円				
トータルコスト (事業費+人件費)	13,754千円				

事業実績について

東久留米市勤労市民共済会は、中小企業事業所の従業員及び事業主の福利厚生を増進を図ることを目的に、国や都、市から補助金のほか、入会金収入や会費収入、事業収入などを主な財源として運営している。

主な事業は以下のとおりである。

①会報の発行		
市民共済会だより	……………	7回発行
②生活資金融資事業		
生活資金融資	……………	0件
③共済給付事業		
祝い金や見舞金などの給付	……………	296件
④福利厚生事業		
娯楽施設・リゾート施設の利用割引	……………	4912人
⑤運営管理		
人件費・運営費等	……………	職員2人・臨時職員2人

担当課の所見

勤労市民共済会は、市内の事業所の事業主及び従業員の生活の安定と福祉の充実を図るため、国や東京都、東久留米市から補助金を受け、個々の事業所では実施困難な総合福祉事業を行っている団体である。加入している事業所や会員も増加傾向にあり、その意図や目的を十分に果たしている結果であることが伺える。また、昨今の日本の経済状況をみると、中小企業が独自で従業員のための福祉事業を展開していくことは困難な状況にあり、今後も事業主及び従業員の福祉の向上を図るために、共済会による事業の実施は必要不可欠であり、市として支援していく必要があると考える。

課題及び今後の対応について

勤労市民共済会にかかる国の補助金が平成22年度で終了となった。東京都においては、引き続き補助金を予定しており、今後は勤労市民共済会の完全自立化が必須となる。勤労市民共済会の「あり方検討委員会報告書」のとおり経費の削減等さらなる効率化が求められる。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	15-03-07	事務事業名	わかかさ学園児童デイサービス事業
所管課係名	障害福祉課わかかさ学園	所管課長名	障害福祉課長 相川 浩一

事業の概要について

目的 (何のために)	心身に障害や発達に遅れを有する乳幼児に対し、早期に専門的な療育を行うことにより、障害の軽減及び豊かな発達を促す。また、保護者への相談等により障害や発達に関する助言を行い、子育てを支援する。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	市内に居住し、心身に障害や発達に遅れを有する乳幼児で、東久留米市立わかかさ学園入園審査会により、わかかさ学園での療育が適当と判断され、わかかさ学園児童デイサービスの利用契約をしたもの。
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：通園バス運行事業、維持管理事業） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法 ・東久留米市心身障害児通園施設条例 ・東久留米市心身障害児通園施設条例施行規則 ・東久留米市心身障害児通園施設運営要綱 ・東久留米市立わかかさ学園入園審査会実施要綱 ・東久留米市立わかかさ学園医療的ケア実施要領
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、在籍児数は35名、週5日、単独通園を基本とし、送迎バスを運行、給食を提供。11～12名のグループを中心とした集団療育を行う。療育時間は9:30～14:30を基本とする。療育は園児一人ひとりの療育計画に基づき実施、療育計画は月ごとに見直しを行う。通園児はさまざまな障害や疾患をもち、一人ひとり状況が異なることから、的確な状態把握、適正な指導が要求される。また、偏食やアレルギー、口腔機能等の問題に対しては栄養士、健康状態の把握及び吸引や導尿等の医療行為は看護師、身体機能の問題については作業療法士が、それぞれ中心になり、必要な援助、指導を行っている。また、保護者に対しては、各種保護者会、相談等により、子育てへのさまざまな支援を行っている。 ・昭和54年6月に中央町で、肢体不自由児通園施設（認可）と知的障害児通園施設（無認可）の複合施設としてスタートする。以後、全在籍児数は20～35名（定員35名）で推移。また、入園希望者には随時見学・相談を行い、身体の機能訓練を必要とする児童に対しては外来機能訓練を実施。 ・平成8年から35名の定員いっぱいとなり、以後入園待機児が年々増加する。平成13年5月、入園待機児対策として「わかかさ学園発達相談室」を開設し、入園待機児とともに、市の乳幼児健康診査で発達上の心配が指摘されたケース等に発達相談や親子保育等のサービスを提供する。 ・平成18年10月、知的障害通園部門（東京都通所訓練事業補助金による）が障害者自立支援法による児童デイサービスとして法内事業となる。 ・平成21年1月、南沢に移転・新設に伴い、肢体部門も知的部門とともに、児童デイサービスに一本化する（定員35名）。同時に、管理運営についてもこれまで検討されてきたが、障害児の療育は「公」の役割であること、また、30年近くにわたり蓄積してきたノウハウは、障害児をもつ親たちからも絶大な信頼を得ていることから、公設公営を継続堅持するとの結論に達し、今日に至っている。

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳（主な項目）		
事業費 (財源内訳合計)	15,471千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	5,762千円	賃金	10,163千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	9,709千円	報償費	1,627千円
	一般財源	0千円	需用費	1,306千円
人件費 (理論値)	92,795千円	その他	2,375千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	108,266千円			

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	15-03-01～15-03-06
事務事業名	①わかかさ学園維持管理事業②発達相談事業③園児健康管理事業④給食事業⑤通園バス運行事業⑥親子キャンプ事業		
事業概要	維持管理事業は児童デイサービスを行っている建物の維持管理費、光熱水費等。発達相談事業は相談室の維持管理及び事業運営を含む。園児健康管理事業は、児童デイサービス利用児の内科健診、歯科検診等健康管理に関わる事業。給食事業は児童デイサービス利用児の給食提供事業。通園バス運行事業は児童デイサービス利用児の送迎のための事業。親子キャンプ事業は、児童デイサービス利用児及び家族の交流、支援を目的とした事業。		
①～⑥の合計	事業費	人件費（理論値）	トータルコスト
	22,580千円	35,860千円	58,440千円
①～⑥及びわかかさ学園児童デイサービス事業の合計	事業費	人件費（理論値）	トータルコスト
	38,051千円	128,655千円	166,706千円

事業実績について

- 平成22年度の通園部門の在籍人数35名、総指導日数213日、出席延人数は6,332人であった（出席率85%）。入園児は8名（4月1日）で全員発達相談室を経由した。退園児は11名（3月31日）で、就学が6名（特別支援学級4名、特別支援学校2名）、幼稚園への転園が5名であった。
- 園児ひとりひとりの支援計画は毎月の月案会議で見直し・検討を行い、8月と3月の2回発達評価を実施し支援計画に反映した。また、特に療育上困難を有する3ケースについて、スーパーバイザー（学芸大准教授）を招いて3回ケースカンファレンスを実施し、療育に反映した。また、医療的ケアを必要とするケースについては、医療的ケア検討会を行い、日常的医療ケアを実施するとともに、重篤な疾患を有するケース、特に医療的配慮を必要とするケースについても3回療育カンファレンスを行い、安全かつ有効な療育に結び付けた。さらに、摂食機能の問題をもつ児童が増えていることから、摂食機能についての学習を行うとともに、グループごとに、作業療法士、栄養士、看護師が加わり、ビデオによる状況把握、介助・指導方法についての検討を年3回ずつ行った。
- 保護者の障害や病気、兄弟の問題等、家庭環境の問題を抱える家庭も増えており、そのことに伴う緊急一時保護も大きく増加した。また、特に子育てに困難を抱えるケースについては、子ども家庭支援センターを中心に関係機関と支援会議を実施し、市内のさまざまな福祉サービスにも結び付けた。さらに、グループ別及び就学児保護者会、各種相談等は例年どおり実施した。
- 関係機関との関わりについては、開設以来の保育園との合同研修、交流保育、市健康課及び教育相談室との定期連絡会、就学に関して市学務課及び特別支援学校、市内特別支援学級との連携の他、市内保育園、幼稚園への訪問支援などにより、相互の連携を深め、障害乳幼児・児童への支援体制づくりを進めている。
- 相談事業は、指導員4名、栄養士、作業療法士、看護師でチームで担当している。通園事業で培った療育・相談支援の技術を生かし、大きな効果をあげており、年々利用者数、件数ともに増えている。また、親子保育も早期療育の場として重要な役割を果たしている。

		年度				
		18	19	20	21	22
通園部門	在籍児数(人)	35	35	35	35	35
	指導日数(日)	218	218	214	211	213
	延出席人数(人)	6750	6755	6391	6270	6332
	機能訓練(件)	781	789	839	931	889
	緊急一時保育(件)	157	140	128	174	220
相談部門	利用実人数(人)	96	100	122	133	160
	発達・見学相談(件)	100	101	198	188	229
	ことばの教室(件)	106	119	106	109	112
	親子保育(件)	845	1339	1420	1637	1641
	訪問相談(件)	19	33	22	3	17
	外来訓練(件)	187	212	222	231	306
	訪問訓練(件)	73	53	111	78	53
延利用件数(件)		1330	1857	2079	2246	2358

常勤職員		臨時職員	
職種	人数	職種	人数
園長	1	保育補助	17
指導員	10	看護師	2
看護師	1	調理補助	1
作業療法士	1	管理清掃	1
栄養士	1	委託職員	
非常勤		職種	人数
職種	人数	運転手	1/日
嘱託医	1	運転手	1/日
理学療法士	1	清掃	1/日
言語療法士	1	交通擁護	2/日

担当課の所見

平成13年に発達相談室が開設するまでは、相談といってもほとんどが入園のための相談で、在園児35名の他は、入園相談や外来機能訓練が年30名程度であった。発達相談室が開設してからは、市の乳幼児健康診査で発達上の問題や心配のあるケースの多くが発達相談室につながるようになり、また、関係諸機関から紹介されてくるケースも急増した。具体的な支援の必要なケースは、親子保育、ことばの教室、機能訓練などの指導、訓練を受け、問題点が大幅に改善され、約半数が幼稚園、保育園に入園するなどして相談を終了している。さらに支援の必要なケースは、わかくさ学園に入園し、詳細な支援計画の下に専門的な療育を受け、一人ひとり、運動機能面、基本的な生活習慣面、社会性、自己コントロールの力など豊かな発達を遂げ、小学校への就学の他、途中から幼稚園に転園するケースも少なくない。このように、東久留米市では、障害や発達の問題を早期に発見し、より早期に療育を行うというシステムができており、わかくさ学園は早期療育において、中核的役割を果たしている。また、児童デイサービスの実践で培った専門性、指導技術があるからこそ、多様な利用者を対象とする相談事業も効果的に行っている。さらに、保護者、兄弟が障害や病気を抱えるなど家庭環境の問題も大きくなっている。その点においても、わかくさ学園が東久留米市の中で関係機関との協働や連携により築いてきた専門性、協力関係はとて大きな力を発揮している。こうした専門性や関係機関の連携は、これからますます重要なものになるであろうし、一朝一夕に築けるものではない。したがって、わかくさ学園はこれまでどおり、公設公営を堅持していく事業と考えている。

課題及び今後の対応について

平成22年度にわかくさ学園が児童デイサービス及び発達相談事業で支援した児童数は195名で、市内の全乳幼児（5,000～6,000人）の3.25～3.9%に当たる。文部科学省によると、児童の6.4%が障害や発達上の問題を有しているとされており、この数値からしても、さらなる支援拡大の必要性があるといえる。わかくさ学園は市の独自事業として相談事業を行ってきたが、全国的にもこうした相談支援等幅広い支援が求められるようになり、平成24年度の法改正により、通所及び相談等の支援を一体的に行うものとして児童発達支援センターが法的に位置づけられることとなった。発達支援センターに向けては、学齢期の問題にどのように取り組むかという課題はあるものの、わかくさ学園は今後乳幼児から学齢児まで児童全体の発達支援の基幹的な役割を果たしていかなければならないと考える。その土台としての専門性、関係機関との連携は十分に培ってきており、今後はさらなる体系的なネットワークづくり、関係支援機関総体の支援の向上のための啓発活動にも取り組んでいく必要があると考える。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	07-04-01	事務事業名	学童保育所運営事業
所管課係名	子育て支援課児童係	所管課長名	子育て支援課長 宮崎 守通

事業の概要について

目的 (何のために)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	放課後に適切な監護が受けられない小学校1～3年生の児童
実施方法 (事業形態)	<input checked="" type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	児童福祉法第6条の2第2項 東久留米市立学童保育所設置条例
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	<p>学童保育所では、年間を通して生活指導を中心に保育をするとともに、異学年との関わりを大事にしながら日常の遊び・季節の行事・制作などいろいろな経験を通して心身の発達を援助し、安全安心な居場所づくりを目指している。具体的な学童保育所での過ごし方は、屋内外での自由遊びや集団活動、おやつ時間、土曜日や学校が休みの日の一日保育時にはそれ以外に学習・読書や昼食の時間などがある。</p> <p>運営に当たっての職員体制は、平成15年度より正規職員を配置せず、非常勤の嘱託職員・臨時職員に替えて経費の削減を図った。また、市内のどの保育所においても同等のサービスの提供が行われるよう、嘱託職員のうち、各保育所に1人ずつ配置されている主任職員と子育て支援課の学童保育所勤務経験のある担当正規職員が月に1回集まり、情報や意見交換、課題解決などができるような仕組みを作っている。その他、職員の資質の向上のために研修参加を促している。</p> <p>財源は、東京都の学童クラブ運営費補助金、学童保育所費、市の一般財源により構成されている。事業費のほとんどは、嘱託職員の報酬・臨時職員の賃金である。</p> <p>平成21年度・22年度には、1学童保育所71人以上の大規模学童、待機児童削減のために増改築・新築工事を行い、適正な環境の整備と定員数の増加に努めた。現在、14小学校区で21学童保育所を運営しているが、24年度からは第四小学校の閉校に伴い、13小学校区20学童保育所となる。</p>

<h2 style="margin: 0;">コストの概要について</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">(平成22年度決算額)</p>	<h2 style="margin: 0;">関連事務事業について</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">→「有」の場合、その事務事業概要等記載</p>
---	---

平成22年度費用		平成22年度事業費 内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	224,229千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	88,333千円	嘱託職員 の報酬
	特定財源の 支出に伴う 一般財源	136,820千円	
	一般財源	0千円	需用費（おやつ 代・教材費等）
人件費 (理論値)	9,816千円	需用費 (光熱水費等)	7,096千円
トータルコスト (事業費+人件費)	234,045千円		

庁内に関連する 事務事業の有無	無	事務事業 番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

- ・ 保育時間：平日（月～金曜日）＝登校日は下校時から午後5時まで、延長保育として午後6時まで。
＝学校休業日は午前8時半から午後4時まで、延長保育として午後6時まで。
：土曜日＝午前8時半から午後4時まで、延長保育なし。
- ・ 学童保育所費（保護者負担）＝5,000円/月/人（東久留米市立学童保育所設置条例第3条）に基づく。
延長料金なし。

①市内の小学校に通う1～3年生の児童のうち学童保育所を利用している割合は1年生が36.1%、2年生が30.3%、3年生が24.8%となっている。また、学童保育所の定員に対する登録率は、1年生31.5%、2年生26.7%、3年生22.3%となっている（いずれも平成23年5月1日現在）。

平成23年5月1日現在の人数

	①：市内の小学校に通う児童数	②：①のうち、学童保育所を利用する人数	割合（①/②）	登録率
1年生	919人	332人	36.1%	31.5%
2年生	948人	287人	30.3%	26.7%
3年生	964人	239人	24.8%	22.3%
合計	2,831人	858人	30.3%	

在籍児童数（年間・月平均）

	20年度	21年度	22年度
1年生	343人	314人	318人
2年生	274人	313人	278人
3年生	243人	197人	224人
合計	860人	824人	820人

②嘱託職員1人当たりの1カ月の労働時間は124時間、臨時職員は75時間程度。1学童当たり、在籍児童15人に対し、嘱託職員を1人、障がい児童2人に対し臨時職員1人を配置することとなっているが、最近増えてきている特別に支援が必要な児童に対しても職員を配置するなど、適正な職員を配置している。

職員数

	20年度	21年度	22年度
嘱託	73人	71人	74人
臨時	22人	28人	22人

在籍児童1人当たりの運営費

	20年度	21年度	22年度
運営費	253,326円	265,383円	273,450円

（特定財源の内訳）

学童保育所費は、約4,200万円の歳入となる。東京都の運営費補助金額は平成22年度から第一・第二学童制を導入したことで平成20・21年度と比較して約800万円増、約4,600万円となった。

担当課の見

現在、保護者から、特に、障がい児童の入所対象学年の延長や現行の保育時間の延長の要望が出されている。障がい児童の入所の拡大については、現在の入所定員に大きな影響があり、極めて困難と考えている。

保育時間（開所・閉所時間）の拡大については、学校休業日等の開所時間を平日の学校登校時間と同様の時間帯になるよう検討していきたいと考えるが、閉所時間は、学童保育所運営事業の目的に照らし、長時間、夜間の保育をすることは考えていない。

課題及び今後の対応について

平成8年度に学童保育所費を4500円から5000円とし現在に至っている。保護者から求められている保育時間の延長をするには、職員の勤務体制の変更や必要経費の増額が伴うため、学童保育所費の見直しについても併せて検討していく必要がある。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	14-02-03	事務事業名	地区センター管理事業
所管課係名	福祉総務課高齢者福祉係	所管課長名	福祉総務課長 渋谷 千春

事業の概要について

目的 (何のために)	地区センターは、老人福祉センターとコミュニティ施設（会議室等）で構成されており、市民及び地域社会の福祉増進を図ることを目的に設置・運営しています。老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした老人福祉施設です。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	①市民 ②この内、老人福祉センター利用者は60歳以上の利用証交付者
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会と特定非営利法人ワークスコープ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：） <input type="checkbox"/> その他（）
根拠法令	(国) 老人福祉法 (市) 東久留米市地区センター条例及び同条例施行規則
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>地区センターは、単独館として、昭和53年に浅間町地区センター、昭和54年に八幡町地区センター、野火止地区センター、昭和58年に南町地区センター、平成18年に中央町地区センターの5館が、地域センター内の地区センターとして、平成元年に滝山地区センター、平成8年にひばりが丘地区センター、平成11年に大門町地区センターの3館が開館されました。</p> <p>管理運営方式は、当初は直営であったものが、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成23年度からも同一団体が選定され、単独館は社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会、地域センター内地区センターは特定非営利活動法人ワークスコープが指定管理者となっています。各施設は、一般市民の利用できる有料の会議室・教養室と、60歳以上を対象とした無料の老人福祉センター部分の老人集会室・老人娯楽室・男女別の浴場（中央町地区センターを除く）が設置されています。</p> <p>老人福祉センターの類型に関しては、国の老人福祉センター設置基準により、滝山地区センター内老人福祉センターは浴場が必置のA型、それ以外は小規模で浴場必置の規定のないB型となっております。ただし、八幡町地区センター内老人福祉センターは制度の沿革（厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資による施設整備）により、老人福祉法以外の「老人憩いの家」となっています。</p> <p>各指定管理者は、高齢者の健康増進及び教養の向上並びに娯楽に関する事業及び会議室の運営に関する事業を展開することで、その目的を達成しています。</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳(主な項目)	
事業費 (財源内訳合計)	67,321千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	953千円	社会福祉協議会の指定管理料
	特定財源の支出に伴う一般財源	0千円	
	一般財源	66,368千円	ワークスコープの指定管理料
人件費 (理論値)	500千円		0千円
トータルコスト (事業費+人件費)	67,821千円		0千円

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	02-01-03
事務事業名	地域センター管理運営		
<p>事業概要：昭和60年12月策定の第2次長期総合計画の基本施策にコミュニティづくりが位置づけられたことにより、その施設整備の体系として、市域を西部、南部、東部の3つの生活圏に分け、それぞれの地域に西部地域センター、南部地域センター、東部地域センターが整備されています。</p> <p>地域センターは地域の人々が自主的なコミュニティ活動を展開し、相互交流の中で、豊かな地域社会を創造していく「市民の広場」を目的とした多目的複合施設となっており、コミュニティ機能を中心に、その中に高齢者を対象とした地区センターが整備されています。</p> <p>そこでは、市民のコミュニティ活動をはじめとする各種活動のための施設提供や、コミュニティ活性化のための事業を展開し、コミュニティの醸成に努めることとされ、地区センターが3地域センター内に整備されました。</p>			

事業実績について

1 各地区センターの利用状況、使用料収入及び平成22年度事業費計費内訳

会議室は有料であり、老人福祉センター（老人集會室、老人娯楽室、浴場）は無料です。

《各地区センター利用状況、使用料収入》

〈平成22年度事業経費〉（単位：千円）

区分	各館の職員数	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		会議室	老人福祉センター	会議室	老人福祉センター	会議室	老人福祉センター
浅間町	2人	10,326人	2,036人	10,547人	1,857人	11,253人	2,266人
八幡町	2人	11,938人	4,164人	12,204人	4,893人	12,417人	4,403人
南 町	2人	16,248人	6,539人	14,711人	7,329人	15,509人	7,120人
野火止	2人	10,549人	5,683人	18,755人	5,825人	18,513人	5,369人
中央町	3人	18,557人	9,788人	25,772人	9,781人	25,573人	9,612人
滝 山	2人	-	32,359人	-	21,174人	-	27,365人
ひばりが丘	2人	-	19,186人	-	19,808人	-	17,935人
大門町	2人	-	14,810人	-	14,735人	-	13,765人
合 計	17人	67,618人	94,565人	81,989人	85,402人	83,265人	87,835人
使用料収入	-	969,475円	-	977,875円	-	919,275円	-

科 目	社会福祉協議会	ワークスコープ
人件費	16,747	11,371
委託料	22,669	165
修繕料	2,001	0
消耗品費	3,146	283
印刷費	0	150
備品購入	0	150
通信運搬費	332	131
光熱水費	8,842	-
保険料	22	0
公租公課	1,095	0
合 計	54,854	12,250

*ワークスコープの平成22年度事業費は推計値であり、光熱水費は地域センター経費に計上されています。

2 地区センターの指定管理料予算の推移

地区センターの指定管理者は、当初は平成18年度から22年度の5年間とされ、現在の平成23年度から27年度の5年間は、平成22年度に新たに指定の選定がされて協定を結んだものです。

《地区センター指定管理料の推移》

（単位：千円）

年 度	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（当初予算）	
	ワークスコープ	社会福祉協議会	ワークスコープ	社会福祉協議会	ワークスコープ	社会福祉協議会	ワークスコープ	社会福祉協議会
指定管理料	12,000	55,297	12,000	55,268	12,000	55,321	12,000	46,418
合 計	67,297		67,268		67,321		58,418	

*平成22年度指定管理料と事業実績値との違いは、清算による返還により解消されています。

3 地区センターの施設補修について

平成23年度予算で、浅間町地区センターの耐震診断委託を行い調査中です。その結果によりその後の対応を図る必要があります。

担当課の所見

地区センターは、高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与する老人福祉施設として、また、身近な地域で市民活動の場を提供する施設としての必要性は高く、施設の活用により地域の市民活動が活性化されることはもとより、高齢者の健康増進が図られることは、数値には表れないものの介護予防にも有用であると考えられ、本事業の持つ有効性は大きいと考えています。

本事業をより効果的に実施していくため、平成18年度から指定管理制度を導入しているところですが、平成23年度から5年間の指定管理者選定にあたっては、コスト削減を図ることを課題とし、平成23年度の単独地区センター指定管理料（指定管理者：社会福祉協議会）については積算の見直しを行い、前年度比890万3千円を削減しました。

地域センター内地区センター（指定管理者：ワークスコープ）については、18年度当初より、地域センターと一体的な管理運営を行うことによって、コスト削減を図っており、各施設の担当者とは月ごとに定期協議の場を設け、地域センター全体の管理の改善について検討を重ねています。

単独地区センターの貸し出し施設は、公共施設予約システムに加入していないため、施設予約方法の改善によって利用者の利便性の向上を図っています。

課題及び今後の対応について

①会議室の利用状況と使用料収入の推移をみると、利用者数の伸びに対して、使用料収入が落ち込むという現象が起っており、使用料減免団体の利用が多くなっていることがわかります。現在、「公共施設使用料のあり方検討委員会」が設置され、適正な受益者負担のあり方が検討されており、使用料減免についても一定の方向性が出ることとなります。

②浅間町地区センターと野火止地区センターは、昭和56年以前の建設のため耐震調査が必要であり、平成23年度に浅間町地区センターから耐震診断調査に着手しており、その結果により今後の対応を図る必要があります。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	12-03-02	事務事業名	教育センター維持管理事業
所管課係名	指導室指導係	所管課長名	指導室長 片柳 博文

事業の概要について

目的 (何のために)	教職員の資質を向上させ、指導体制を充実させるため。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	教職員
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営(委託無し) <input type="checkbox"/> 全部委託(指定管理者を含む) (委託先:) <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 (一部委託先: シルバー人材センター、株式会社セコム) <input type="checkbox"/> 補助・助成金 (交付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第21条 ・東久留米市教育センター設置条例
内容 (制度の沿革・施設の 説明等わかりやすく)	<p>《東久留米市教育センター 概要》 東久留米市長期基本計画実施計画(平成5年度~平成7年度)において、学校教育の充実・振興、教職員の資質向上、教育相談、教育情報の収集・提供などを目的とした「教育センターの整備」を施策としたが、用地の確保並びに施設の建設には多額の支出が必要となることから、実現可能な計画を策定できずいた。平成6年に入り、市内に所在する成美教育文化会館が全面改築することとなり、所有者である財団法人豊島修練会と協議を重ね、平成6年10月3日に成美教育文化会館(改修後)の一部を教育センターとして借用する内容の覚書を取り交わした。成美教育文化会館は平成9年に竣工、11月1日より同会館の4・5階部分を教育センターとして借用し現在に至る。契約期間は、平成9年11月1日~平成29年3月31日迄の20年間。 (1)所在地:東久留米市東本町8-14 ※東久留米駅北口徒歩5分 (2)借り上げ面積:1,505㎡(4階778㎡・5階727㎡) ※地下駐車場も8台分利用可</p> <p>《東久留米市教育センター滝山相談室 概要》 教育相談室は昭和44年に児童・生徒及び保護者の教育に関する相談施設として第四小学校内に設置し、昭和45年元埼玉銀行支店跡地に移転、昭和58年に第三小学校内にした。滝山相談室は市役所出張所として使用していた施設(市所有)を改修し、平成3年7月に移転開設。教育センター中央相談室設置後は、本市の西部地域の教育相談拠点と位置づけている。 (1)所在地:東久留米市滝山2-3-23 ※市立西中学校敷地内 (2)建物の規模:平屋建て 180.64㎡</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費 内訳(主な項目)		
事業費 (財源内訳合計)	40,008千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	0千円	施設 借り上げ料	30,588千円
	特定財源の 支出に伴う 一般財源	0千円	光熱水費	3,824千円
	一般財源	40,008千円	警備保障委託	476千円
人件費 (理論値)	3,998千円	清掃委託	374千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	44,006千円			

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する 事務事業の有無	有	事務事業 番号	12-02-06・12-02-07・ 12-02-08
事務事業名	教育相談事業・スクールソーシャルワーカー配置 事業・不登校対策事業		
事業概要:	<p>【教育相談事業】 ・市内小・中学生と保護者のいじめ・不登校や就学適正等の問題に対し、教育相談室を設置し、相談員(臨床心理士)による電話や来室による相談を行う。 【スクールソーシャルワーカー配置事業】 ・学校の要望に応じて、スクールソーシャルワーカー(社会福祉士)を派遣し、児童・生徒の抱える問題の解決に向けて支援を行う。 【不登校対策事業】 ・不登校児童・生徒を対象とした学習適応教室を設置し、学校復帰に向けて指導員による学習指導を行う。</p>		

事業実績について

(1) 学校支援室における研修会等の実績 ※東久留米市教育センターのみ

《22年度研修室利用回数集計》

	研修室①	研修室②	研修室③	視聴覚室	4F会議室	合計回数	参加人数
回数	71回	88回	83回	35回	149回	426回	5233人
稼働率(※)	12.1%	15.0%	14.1%	6.0%	25.3%		

(※)稼働率＝利用回数÷588(294(開館日)×2(午前・午後))

(2) 学習適応教室 ※東久留米市教育センターのみ

《22年度学習適応教室通所者集計》

学習適応教室通所者数	36人
通所者のうち学校に復学した児童・生徒数	21人
通所者のうち進学した生徒数	10人
通所者のうち22年度も引き続き通所となった児童・生徒数	5人

(3) 教育相談室

《22年度教育相談集計》

	相談件数	
	中央相談室	滝山相談室
相談件数	915	780
合計件数	1695	

(4) 教育センター組織体制 ※人件費については、当事務事業には含まれておりません。

◎教育センター従事者数(28名)、教育センター滝山相談室従事者数(8名)

○総務 教育センター主査(1名)

○学校支援室 学校支援室長補佐(1名)、学校支援員(4名)、情報教育支援員(2名)、スクールソーシャルワーカー(3名)

○中央相談室 教育相談室長(1名)、主任教育相談員(1名)、教育相談員(8名)

○滝山相談室 教育相談室長(1名)、主任教育相談員(1名)、教育相談員(6名)

○学習適応教室 学習適応教室長(1名)、学習適応教室長補佐(1名)、主任学習適応教室指導員(1名)、学習適応教室指導員(4名)

担当課の所見

《東久留米市教育センター 賃借料》

事業の概要で記載のとおり、成美文化教育会館の全面改修時に東久留米市の事情により、教育センター部分を建設した経過がある。また、当初の賃借料は、以下の経過により決定した。

【平成7年9月】財団法人豊島修練会が(財団法人)日本不動産研究所が調査して作成した鑑定結果に基づき協議を進めた。平成7年9月26日の調査報告によると、建物の建築費用は15億7千万円、(±土地価格は8億円)をベースに使用面積(全体の34.62%)を案分し、A.積算法、B.賃貸事例比較法の2手法を採用し、両試算賃料を関連付けて月額315万円であると結論づけた。

【平成9年8月】東久留米市公有財産審査会に諮り、審議会では月額224.4万円(固定資産税課税後は月額261.4万円)が妥当であると結論づけた。※豊島修練会の算出額315万円/月、市の算出額224.4万円/月)

【平成9年11月1日】東久留米市公有財産審査会の結論を尊重して月額224.4万円で契約。

前記のとおり、施設建設及び賃借料決定には、東久留米市の要望が十分に尊重されてきた。よって、賃借料の改定について、契約相手先の合意を得ることは極めて困難である。

課題及び今後の対応について

《東久留米市教育センター》

平成29年に賃貸借契約の期間が満了となることから、今後に向けての協議が必要となる。

《東久留米市教育センター滝山相談室》

施設の老朽化が著しいことから、改修が必要な箇所が増加してきている。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	17-01-01	事務事業名	生活保護事業
所管課係名	福祉総務課保護係	所管課長名	福祉総務課長 渋谷 千春

事業の概要について

目的 (何のために)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民及び一定の在留資格を有し日本に定住する外国人に対して、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	最低生活維持が困難な市民（外国人のうち定住者等の一定の残留資格のある人を含む）
実施方法 (事業形態)	<input checked="" type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先： ） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先： ） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
根拠法令	（国）生活保護法、
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>生活保護事務は、法定受託事務として国より委ねられた事務であり、3/4を国費から支出される。国の定めた基準により支給される保護費が決定される。最後のセーフティーネットと位置付けられており、その運用に対しては他法他施策で活用できる制度等があった場合には、その活用が優先されており、「補足性の原則」と言われる考え方により、本人の努力と他法他施策の活用によっても最低生活の維持が難しい方に対して、その不足分を補う形で適用されている。</p> <p>従来は高齢者世帯、傷病・障害者世帯といった社会的弱者が最低生活の維持が困難となり適用となるケースがほとんどであったが、長引く不況からそういった世帯が増えている一方で、「その他の世帯」と言われる仕事を失った、仕事を見つけても生活を維持できるだけの収入が得られない事を理由とする世帯が申請する割合が急増し、他に受け皿となるべき制度がないことから、本来は最後のセーフティーネットである生活保護の受給者が近年急増する事となった。国において第2のセーフティーネットとして他法他施策の充実を図っているが、受給者の伸び率はここ数年間より緩やかになってきたと云え、依然として高い申請件数が続いている状況である。</p> <p>また、生活保護制度自体が昭和25年に現在のような形となり、その後は基本的には大きな改革はされていない。当時と比べて親族間の関係の希薄化や社会情勢の変化もあり、現行の法令で対応して行く事が難しくなっており、国においても生活保護法の改正が検討されているところである。</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費 内訳（主な項目）	
事業費 (財源内訳合計)	2,884,115千円	項目名	事業費
財源内訳	特定財源	2,128,728千円	法内扶助費 (生活保護法) 2,884,115千円
	特定財源の 支出に伴う 一般財源	755,387千円	
	一般財源	0千円	
	人件費 (理論値)	114,378千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	2,998,493千円		0千円

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する 事務事業の有無	無	事務事業 番号	
事務事業名			
事業概要：			

事業実績について

	21年度	22年度	23年度見込み	区分	金額(円)	延べ世帯	延べ人数	<保護率>
保護世帯数 【年度末数】	1077世帯	1263世帯	1339世帯	生活扶助	1,101,859,616	13,004	19,251	平成21年度3月末 13.5%
人員 【年度末数】	1560人	1825人	1911人	住宅扶助	570,888,938	12,847	18,741	平成22年度3月末 15.7%
CW人数	10人	11人	12人	教育扶助	18,852,961	1,243	1,760	平成23年度10月末 16.1%
平均世帯(4月) 【CW一人当たり】	95世帯	99世帯	105世帯	介護扶助	53,968,984	2,140	2,214	※保護率…人口に対して保護人員がどの位の割合になるかを表した もの。‰(パーミル)を使用して 千分率で表記。 保護率=保護人員÷人口×1000 【保護人員】 (日本人及び外国人受給者) 【人口】 (住民基本台帳人口+外国人登録 人口)
平均世帯(3月) 【CW一人当たり】	107世帯	114世帯	111世帯	医療扶助	1,121,157,093	11,112	14,133	
増加	122世帯	186世帯	76世帯	出産扶助	10,600	2	2	
新規開始数	232件	275件	204件	生業扶助	9,018,266	485	556	
				葬祭扶助	4,714,216	24	24	
				施設事務費	3,644,030	21	21	
				計	2,884,114,704	40,878	56,702	

CW(ケースワーカー)一人当たりの標準世帯数=80世帯

3年間就労実績【東久留米市被保護者等就労支援事業】 世帯類型別被保護世帯数の年次推移 全国(1か月平均)及び東久留米(年度末実績)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度				平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	生保受給者	母子家庭の母等	合計	生保受給者	母子家庭の母等	合計	生保受給者	母子家庭の母等	合計		割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)			
支援対象者	21	8	29	34	8	42	22	0	22	全国	総数	1,105,275	100	1,148,766	100	1,274,231	100	1,410,049	100
											高齢者世帯	497,665	45.0	523,840	45.6	563,061	44.2	603,540	42.8
											障害者・傷病者	401,088	36.3	407,095	35.4	435,956	34.2	465,540	33.0
											母子世帯	92,910	8.4	93,408	8.1	99,592	7.8	108,794	7.7
											その他の世帯	111,282	10.1	121,570	10.6	171,978	13.5	227,407	16.1
就職者	11	4	15	16	7	23	12	0	12	東久留米市	総数	861	100	955	100	1,077	100	1,263	100
											高齢者世帯	360	41.8	380	39.8	418	38.9	478	37.9
											障害者・傷病者	354	41.1	398	41.7	418	38.9	467	37.0
											世帯(内訳) 障害者	126	14.6	152	15.9	144	13.4	159	12.6
											傷病者	228	26.5	246	25.8	274	25.4	308	24.4
就職率(%)	52.4	50.0	51.7	47.1	87.5	54.8	54.5	0	54.5		母子世帯	74	8.6	81	8.5	92	8.4	100	7.9
											その他の世帯	73	8.5	96	10.0	149	13.8	218	17.2

注：総数には保護停止中の世帯を含む

担当課の所見

生活保護事務の目的は、最後のセーフティーネットとして国民の最低限度の生活の保障とその自立助長を促すことにある。

保護の適用に対しては国よりその基準が定められており、その基準に則った要否の判定が行われ、行政の決定行為に対しては法の順守が求められ、その事務内容についても厳しい指導を国から受けている。近年の急激な被保護世帯の増加は、ケースワーカーに対して新規開始の処理と既存受給者に対する保護の変更(収入の認定、一時扶助の決定)などの最低生活の保障に関する事務ともいえる部分に多くの時間を割かざるを得ない状況をもたらしている。

生活保護事務において標準的な1ケースワーカー当たりの担当世帯数は、社会福祉法により80世帯とされている。21年度末時点での当市の平均担当数は107世帯となり、10人のケースワーカーは標準世帯数で換算した場合に13人は必要な状態である。23年度末見込みによればケースワーカー数は16人は必要とされ、毎年ケースワーカーの増員が行われてはいるが、生活保護世帯数の伸び率には追いついていないのが現状である。本来は担当する世帯の問題点や相談内容を精査して、担当する世帯と共に問題解決に当たり自立を手伝う事を目的としているが、そこまでの対応が難しい状態であるので、効率的な援助方法を確立して行くべきである。

課題及び今後の対応について

近年の急激な生活保護受給者の増加によりケースワーカーの増員も追いつかず、個々のケースに対して十分な対応が取れない状況であるが、国のセーフティーネット支援対策事業等の活用により就労支援員や健康支援員の設置などの生活保護法外の支援も充実させてきた。今後は受給者一人一人が貧困に陥る根本の要因を明確に捉えて、その改善に努められる人員態勢と事業体制作りが必要である。また生活保護制度については、まずはそれに優先して適用されるべき社会資源である老人福祉、障害者福祉、子育て支援、医療制度、年金制度、雇用の促進といった、本来は誰もが利用できる事業を充実させ保護に頼らないセーフティーネットの確立が必要とされると共に、生活保護法の時代に即した体制への改革が待たれるところである。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	18-07-01	事務事業名	商工会支援事業
所管課係名	産業振興課	所管課長名	産業振興課長 道辻 正信

事業の概要について

目的 (何のために)	市内商工業者は経営基盤が脆弱であり、社会経済環境の変化に充分対応できず、厳しい状況にあるものが大半であり、経営改善事業等により経営基盤の強化をはかる。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	商工会・商業者・工業者
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：） <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：東久留米市商工会） <input type="checkbox"/> その他（）
根拠法令	東久留米市商工会補助金交付要綱 東久留米市工業広域交流事業補助金交付要綱
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	東久留米市商工会は、市内商工業の総合的な改善発展を図ることを目的に設置されており、平成23年3月31日現在の会員数は、988事業者である。主な収入は、会費手数料等収入と東京都や市からの補助金収入で、また、主な支出は、経営改善普及事業や地域総合振興事業などにかかる経費である。

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳（主な項目）		
事業費 (財源内訳合計)	6,791千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	0千円	経営改善普及事業費	6,485千円
	特定財源の支出に伴う一般財源	0千円	工業販路拡大支援事業費	300千円
	一般財源	6,791千円	その他	6千円
人件費 (理論値)	888千円		0千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	7,679千円			

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	18-07-04 18-05-01 18-05-02
事務事業名	小企業経営改善資金利子補給金 新・元気を出せ商店街事業補助 商店街活性化対策事業補助		
事業概要：	(小企業経営改善資金利子補給金) 日本政策金融公庫の小企業者等経営改善資金融資を受けた小企業及び小企業に準ずる者に対して、商工会を通じて貸付利子に利子補給を行う。 (新・元気を出せ商店街事業補助) 商店街の振興を目的として商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し補助を行う。 (商店街活性化対策事業補助) 中小商業の経営の安定及び発展、地域経済の活性化を目的として、商店街等が実施する商店街活性化対策事業に対し補助を行う。		

事業実績について

東久留米市商工会は、市内商工業の発展・活性化を推進するために会員を対象に様々な事業を展開している。市では、商工会が実施している事業のうち、経営改善普及事業と工業販路拡大支援事業に対し補助している。

主な事業は以下のとおりである。

①経営改善普及事業

経営指導・融資制度の紹介等・シナジースキーム事業の実施・税務関係の指導・労働関係の相談指導・共済制度の指導

②工業販路拡大事業

視察研修会等の開催・各種講習会等の開催・販路拡大支援事業の推進と参加協力・個別企業情報発信事業の実施

担当課の所見

東久留米市商工会は、市内の商工業の総合的な改善発達を目的に設立されており、その目的のために様々な事業を展開している。市では、市内商工業の振興と向上、小規模事業者の事業の安定及び育成を目的として、商工会が実施している事業のうち、経営改善普及事業、地域総合振興事業に補助金を交付して、小規模事業者単独では実施することが難しい、経営改善に向けた事業や工業販路の拡大に繋がるPR活動を支援している。本事業は、市内の商工業の発展に寄与するもので、昨今の景気低迷の状況を見ると、今後も支援を続けていく必要があると考える。

課題及び今後の対応について

商工会に対しては自立に向けた事業展開を図るよう促していく必要があるが、景気低迷の経済状況が続いている中で、中小企業への影響が心配されるため、当面は状況を見守る必要がある。

平成23年度仕分け用説明シート

記入日 平成 24 年 2 月 15 日

事務事業番号	30-01-02	事務事業名	市町村職員研修所研修事務
所管課係名	職員課	所管課長名	職員課長 佐々木 弘治

事業の概要について

目的 (何のために)	東久留米市職員人材育成基本方針（平成21年3月策定）に掲げられた「東久留米市のめざす職員像」を目指し、職員一人ひとりが積極的に自己研鑽、自己改革に取り組むことが必要とされています。こうした中で、職員の能力・職責に見合った研修、専門的な知識を高める研修を受けることは、意識改善、能力向上に大変役立つものと考えています。多摩の市町村では、共同で研修所を運営し、職層別、実務、能力開発等を目的とした研修を実施しており、本市でも、この研修所を共同で運営しながら、職務遂行に必要な知識や技術等の習得、向上に努めています。
対象 (誰を、何を対象にしているか)	正規職員
実施方法 (事業形態)	<input type="checkbox"/> 直営（委託無し） <input type="checkbox"/> 全部委託（指定管理者を含む）（委託先：） <input type="checkbox"/> 一部委託（一部委託先：） <input type="checkbox"/> 補助・助成金（交付先：） <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方自治法に基づく一部事務組合）
根拠法令	地方公務員法、東久留米市職員研修規程等
内容 (制度の沿革・施設の説明等わかりやすく)	<p>東久留米市では、東久留米市職員研修規定（昭和56年12月）に基づき職員の意識改善、能力や知識の向上等をねらいに研修体系を整備し、多くの職員へ研修を実施しているところです。</p> <p>多摩の市町村が共同運営する東京都市町村職員研修所は、市町村には地域の独自性に根ざした政策の形成・実施の責任があり、また、職員にも具体的な政策形成力の向上が必須であるとの観点から、職層別研修、実務研修、能力開発研修を中心に、共通的な研修行っています。</p> <p>特に、他団体職員との交流は、自身の立ち位置を確認し、これまでの行動を振り返り評価するためにも良い機会となり、加えて、独自の政策立案を行い、専門性を高め、政策形成能力や法務能力の向上を図る研修は、市独自に対応することが難しい内容であることから極めて大きな効果があります。</p> <p>人材育成が重視される時代にあって、本市では、研修体系の中で本研修所の派遣研修を中心に据え、可能な限り多くの職員の参加を促進するとともに、本研修所と連携して、公務員として必要とされる問題解決能力、政策形成能力などの習得、向上に努めています。</p>

コストの概要について

(平成22年度決算額)

平成22年度費用		平成22年度事業費内訳(主な項目)		
事業費 (財源内訳合計)	6,131千円	項目名	事業費	
財源内訳	特定財源	0千円	研修運営費 負担金	
	特定財源の支出に伴う一般財源	0千円		5,838千円
	一般財源	6,131千円		0千円
				0千円
人件費 (理論値)	1,486千円		0千円	
トータルコスト (事業費+人件費)	7,617千円			

関連事務事業について

→「有」の場合、その事務事業概要等記載

庁内に関連する事務事業の有無	有	事務事業番号	30-01-01、30-01-03
事務事業名	市独自研修事務、専門研修等職員派遣研修事務		
事業概要：	<p>本市の研修体系の中で中心となる職員研修所の研修を補うものとして、市独自研修（時期的な要請、市独自としての要請などが強いもの）及び専門・職員派遣研修（担当より専門性があるとして要請があるものなど）を実施し、より職員の知識向上、能力開発等に努め、人材育成に取り組んでいます。 (実績：担当所見欄へ)</p>		

事業実績について

東京都市町村職員研修所

本研修所にて実施する研修に対しては、受講者及び所属長からも高い評価をいただいています。内容的にも、毎年、時代に合った研修へと改善がなされ、所管において職員的能力開発、知識の習得などで有効に機能し、大いに役立っています。

- 1 新任研修（Ⅰ期）……………（実績22人）
- 2 新任研修（Ⅱ期）……………（実績22人）
- 3 現任研修（前期）……………（実績15人）
- 4 現任研修（中期）……………（実績14人）
- 5 現任研修（フォローアップ）……………（実績 3人）
- 6 特別研修（メンタルヘルス）……………（実績 5人）
- 7 係長新任研修（仕事と人のマネジメント）……………（実績4人）
- 8 係長現任研修……………（実績11人）
- 9 課長新任研修（公務員倫理/ハラスメントの防止・メンタルヘルス）……………（実績 6人）
- 10 課長新任研修（管理職の役割）……………（実績 4人）
- 11 課長現任研修……………（実績 7人）
- 12 講師養成研修……………（実績 2人）
- 13 専門職等研修（栄養士・保育士）……………（実績 4人）
- 14 能力開発研修（ロジカルトレーニング科、プレゼンテーション科、CSクレーム対応、カウンセリング マインド、CSマインド、管理職プレゼンテーション、管理職クレーム対応）……………（実績 9人）
- 15 政策・法務研修（行政法Ⅰ、地方自治法、地方公務員法、民法・民訴法Ⅰ、民法・民訴法Ⅱ、地方財政、自治体経営、政策法務(基礎)、政策法務演習（判例研究）、政策課題研究、自治立法実務、政策法務(立法法務) ……（実質23人）
- 16 実務研修（固定資産税科、住民税科、子育て支援科、公園緑政科、道路科、人事科、会計科、広報科、徴収科、環境科、図書館科、学童保育科、児童館科）……………（実績19人）
- 17 特別研修（人権啓発研修、男女共同参画、メンタルヘルス、技能労務）……………（実績27人）
- 18 その他の研修（講演会、スポット研修等）……………（実績37人）

担当課の所見

法令等に基づき実施している事業です。職員研修の高度化、効率性等に視点を置き、多摩の市町村が共同して研修所を運営し、これに参画するものです。

（参考）市独自研修、専門研修等職員派遣研修実績：

- 1 市独自研修事務 → 新任研修、現任研修、課税・納税研修、新任フォロー研修、コンピュータ研修、保育士研修、自動車運転講習会、CPR研修、近隣市合同研修、認知症サポーター養成研修、接遇研修、男女共同参画研修、管理職研修など（以上463名）
- 2 職員派遣研修 → 日本経営協会、全都道府県監査委員協議会連合会、東京都学校給食研究会、東京都学校調理師会、日本子どもの本研究会、全国保育協議会、地方自治研究機構、児童育成協会、省エネルギーセンターなど（以上74名）

課題及び今後の対応について

東京都市町村研修所で実施される研修を最大限に活用して、本市の人材育成に役立てていく考えです。定員管理計画の推進に伴い、職務の都合上、研修を受講できないこともあり影響が出始めています。こうした中でも、研修の目的や成果を重視し、理解を求めながら優先的に受講できるよう努力していきます。

東久留米市 評価作業シート

番号		事務事業名		仕分け市民委員氏名	
----	--	-------	--	-----------	--

仕分け	仕分け理由
<input type="checkbox"/> 1 不要 <small>(そもそも担うべきでない事業)</small> <input type="checkbox"/> ①即時 <input type="checkbox"/> ②段階的 <small>(年間)</small>	<input type="checkbox"/> ①趣旨・目的に妥当性なし
	<input type="checkbox"/> ②達成手段として不適切
	<input type="checkbox"/> ③効果なし(薄い)/逆効果
	<input type="checkbox"/> ④サービス受給者の自助努力・自己負担
	<input type="checkbox"/> ⑤他と重複(事業の統合)
	<input type="checkbox"/> ⑥その他
<input type="checkbox"/> 2 民間 <small>(そもそも民間が担うべき事業)</small>	<input type="checkbox"/> ①既に行政の役割を終了
	<input type="checkbox"/> ②サービス水準に違いがあるべき(あって良い)
	<input type="checkbox"/> ③民間の方がより効果的・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他
<input type="checkbox"/> 3 国 <small>(そもそも国が担うべき事業)</small>	<input type="checkbox"/> ①効果が国全体に波及
	<input type="checkbox"/> ②国としてのサービス水準は同程度であるべき
	<input type="checkbox"/> ③国の方がより効果・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他
<input type="checkbox"/> 4 東京都 <small>(そもそも都が担うべき事業)</small>	<input type="checkbox"/> ①効果が東京都全体に波及
	<input type="checkbox"/> ②東京都としてのサービス水準は同程度であるべき
	<input type="checkbox"/> ③東京都の方がより効果・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他
<input type="checkbox"/> 5 他市町村との広域連携 <small>(そもそも広域で担うべき事業)</small>	<input type="checkbox"/> ①効果が広域全体に波及
	<input type="checkbox"/> ②広域行政としてのサービス水準は同程度であるべき
	<input type="checkbox"/> ③広域行政の方がより効果・効率的に実施可能
	<input type="checkbox"/> ④その他
<input type="checkbox"/> 6 東久留米市(改善有) <small>(見直すべき事業)</small>	<input type="checkbox"/> ①事業内容が趣旨・目的の達成手段として不適切
	<input type="checkbox"/> ②事業規模を縮小すべき
	<input type="checkbox"/> ③自主財源確保の努力(料金改定など)
	<input type="checkbox"/> ④期限の設定
	<input type="checkbox"/> ⑤民間を活用した方が効率的(業務委託・指定管理者等)
	<input type="checkbox"/> ⑥パートナー事業化(新たな公共の担い手など)
	<input type="checkbox"/> ⑦その他
<input type="checkbox"/> 7 東久留米市(現行通り)	<input type="checkbox"/> ①現行通りに事業継続
	<input type="checkbox"/> ②事業規模を拡大すべき

<MEMO>